



神奈川県

KANAGAWA

平成26年度
国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

平成25年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日ごろから格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融政策や経済対策への期待などを背景に、景気は緩やかに回復しつつあり、本格的な回復につながる施策が求められています。

本県としても、新たな産業を創出し、雇用の確保や経済の担い手の育成を図るなど、県内における投資や消費を活発にし、地域経済のエンジンを回す施策に全力で取り組んでおります。

また、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するため、総合計画「かながわグランドデザイン」に掲げた政策を着実に推進するとともに、今後の重点的な取組方向を取りまとめた「神奈川全開！宣言2013」に基づき、「3歩先行く」先進的な取組を進めてまいります。

さらに、今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤を確立するため、「神奈川県緊急財政対策」にも引き続き取り組んでまいります。

そこで、こうした取組を推進するため、全国的な制度の改正などが必要な施策等について国への提案としてとりまとめました。

ぜひ、本県の提案事項にご理解をいただき、平成26年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年 7月

神奈川県知事 高岩祐治

平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地域主権

- 1 地方交付税の算定の見直し
- 2 地方自治体の契約方法の拡大

II エネルギー・環境

- 3 農業用水を利用した小水力発電に係る規制緩和
- 4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- 5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 6 建設発生土対策の確立
- 7 光化学スモッグ対策の推進
- 8 自動車交通環境対策の推進
- 9 化学物質対策等の推進
- 10 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進
- 11 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充等
- 12 動物検知通報システムにおける周波数帯の拡大及びキャリアセンスの規制緩和
- 13 動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和
- 14 管理捕獲従業者におけるライフル銃所持許可の特例の運用

III 安全・安心

- 15 庁舎等の公共施設の津波対策・浸水対策の充実
- 16 治水対策等の推進
- 17 土砂災害防止対策事業の推進
- 18 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 19 安全・安心のみちづくりの推進
- 20 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 21 気象情報等の受伝達体制の整備
- 22 消防救急無線の整備に係る支援策の充実
- 23 消防の広域化に対する支援の強化
- 24 災害救助法の求償制度の見直し
- 25 災害時の医療対策等の充実
- 26 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 27 被災県外避難者への支援に係る財政措置
- 28 放射能検査機器に係る維持運営費の全額措置
- 29 国の通知に基づく県内農産物モニタリング検査の継続実施
- 30 旧日本軍の危険物への適切な対応
- 31 大規模地震に備えた応急対策活動能力向上の推進

- 32 DNA型鑑定の処理能力の向上による捜査力の強化
- 33 街頭防犯カメラの設置に関する支援の強化
- 34 自動車ナンバー自動読取装置の拡充整備
- 35 事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりの推進
- 36 警察用航空機の増機
- 37 警察官の増員
- 38 地方消費者行政の充実強化への支援推進

IV 産業・労働

- 39 中小企業の事業継続計画(BCP)の普及推進
- 40 小規模企業の設備投資に対する支援の推進等
- 41 農林水産統計年報の拡充
- 42 畜産業の経営維持・安定及び防疫態勢整備
- 43 都市農業と関連する税制度の見直し
- 44 自己使用のために生産する肥料等の自粛見直し
- 45 県産木材の利用の促進
- 46 若年者に対する就業支援の充実強化
- 47 障害者の雇用促進
- 48 安定した雇用の実現に向けた取組の推進の実現
- 49 ワーク・ライフ・バランスの推進

V 健康・福祉

- 50 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 51 補装具費の対象拡大
- 52 ホームレスの自立の支援等の推進
- 53 シックハウス対策の推進
- 54 自殺対策の充実
- 55 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 56 妊娠4か月未満で亡くなった胎児の取扱い
- 57 介護保険制度の円滑な運営
- 58 国民健康保険制度の安定化
- 59 高齢者保健福祉施策の充実
- 60 障害者に対する所得保障に係る措置の実施
- 61 発達障害児者への支援の充実
- 62 障害福祉サービスにおける相談支援の充実
- 63 高次脳機能障害に係る支援普及事業支援拠点機関の政令指定都市への適用
- 64 地域医療の充実強化
- 65 臓器移植医療のための体制整備
- 66 精神科救急医療事業の充実
- 67 普及型重粒子線治療装置の導入への支援

- 68 保険外併用療養の拡大
- 69 脳脊髄液減少症対策の充実
- 70 一般用医薬品の販売における安全性の確保
- 71 看護人材の養成、確保、定着対策の充実

VI 教育・子育て

- 72 児童虐待対策の拡充
- 73 義務教育費国庫負担金の拡充
- 74 教職員定数の充実
- 75 特別支援教育の充実
- 76 特別支援学校における看護師等の配置
- 77 障害のある児童・生徒の通学支援の充実
- 78 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 79 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 80 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 81 地方自治体の意見を踏まえた公立高校授業料無償制度の見直し
- 82 公立学校の施設整備の充実
- 83 学校における建築物環境衛生管理基準の改善
- 84 私立学校助成等の充実
- 85 長期的に安定した高等学校奨学金の運営

VII 県民生活

- 86 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 87 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 88 旅券発給業務の財源確保
- 89 外国人看護師・介護福祉士候補者への支援
- 90 男女共同参画社会実現のための施策の推進
- 91 女性の活躍推進
- 92 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 93 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 94 マイナンバーの円滑な運営の推進
- 95 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策
- 96 情報セキュリティ対策の推進

VIII 県土・まちづくり

- 97 社会資本整備予算の確保
- 98 地籍調査事業の国費負担割合の引上げと調査の委託制度の拡充
- 99 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 100 土地収用制度における具体的な判断基準の設定と認定要件の明確化
- 101 道路施設の戦略的な維持管理・更新の推進

- 102 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 103 「みどり」の保全と都市公園の整備の推進
- 104 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 105 バス交通に係る生活交通確保支援事業の推進
- 106 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 107 多様な交流・連携を支える一般幹線道路網の整備推進
- 108 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 109 計画的な市街地整備の推進
- 110 公営住宅制度の抜本的見直し
- 111 総合的な住宅政策の推進
- 112 県央・湘南都市圏整備の推進
- 113 「地域資源を活用したにぎわい拠点づくり」に資する交通インフラ整備の促進
- 114 カジノ実現のための法律の整備

1 地方交付税の算定の見直し

提出先 総務省、財務省

【提案項目】

地方交付税の算定の見直しにあっては、大都市圏特有の財政需要を反映するほか、介護・措置・医療関係費などの適切な算定を行うこと。

【提案理由等】

本県は、大都市圏に位置し、土地価格が高いなど、行政コストが割高になる特徴があるにもかかわらず、地方交付税の算定では、こうした経費が的確に算入されているとは言い難いことから、確実に反映できるよう算定方法の見直しが必要である。

また、高齢社会の進展に伴い、今後、介護・措置・医療関係費などの財政需要の大幅な増加が見込まれるため、大都市圏の状況を踏まえた算定を行う必要がある。

2 地方自治体の契約方法の拡大

提出先 総務省

【提案項目】

地方自治体の契約の締結について、「せり」による競争で最も安い価格を申し出た者と契約を締結することができるよう、法改正など必要な措置を講じること。

【提案理由等】

地方自治法では、動産の売払いで特に必要な場合について、「せり売り」が認められているが、「せり」による競争で、最も安い価格を申し出た者と契約を締結する方法、いわゆる「せり買い（リバースオークション）」による契約方法は定められていない。

この「せり買い」による契約は、現行の入札方式に比べて、物品等の調達コストを削減できる方法であり、実際に民間では実績を上げている。このため、国においては、物品の購入等について試行が実施され、本県においても、財政が厳しい中、経費削減を図るため、平成23年度、平成24年度に試行を実施したところ、大きな効果が得られた。

しかし、地方自治体がこの方法により契約を締結するためには、入札の手続の中で執行する必要があり、「せり」部分について民間事業者に委託するなど、新たな手続や経費が必要となる。

したがって、地方自治体が直接「せり買い」を実施でき、手続が簡素化できるよう、地方自治法の改正等が必要である。

3 農業用水を利用した小水力発電に係る規制緩和

提出先 経済産業省

【提案項目】

農業用水を利用した小水力発電の普及・推進をより前進させるため、ダムを伴わない農業用水路等で小水力発電を行う場合は、最大使用水量の制限を撤廃するなど、電気事業法に基づく一般用電気工作物の要件を緩和すること。

【提案理由等】

東京電力福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給体制の強化を図ることが全国的な課題となっている。

本県では、太陽光を中心に再生可能エネルギー等の導入を進め、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の取組を総合的に進め、それらを組み合わせて効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を推進しており、「創エネ」の一環として、かながわ農業用水小水力発電技術研究会により、農業用水を利用した小水力発電の実証試験を実施している。

現在の電気事業法施行規則では、一般用電気工作物の適用範囲は、「ダムを伴うものを除き、最大出力 20kW未満、かつ最大使用水量 1 m³/s 未満」であり、主任技術者の選任等が不要となるが、従前の規則では「10kW未満」のみで水量に関する制限はなかった。

このため、たとえば最大出力 8 kW、最大使用水量 1.2 m³/s のようなケースでは、事業用電気工作物となり、主任技術者の選任が必要となり規制が強化されたことになる。

また、ダム水路主任技術者は、ダムの安全管理のために設置されるものであり、農業用水路内の堰などはダムではないため、このようなケースの際に同等の条件を求めることは不合理である。

これらのことから、農業用水路を利用して小水力発電を行う場合に、最大使用水量の制限の撤廃が必要である。

4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化

資源の有効利用と、廃棄物となった場合の適正処理については、国民・事業者・行政の連携、協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

こうした観点から、製造段階・流通段階・排出段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。

また、急速に普及が進んでいる太陽光発電関連機器のリサイクルと適正処理の方法の検討を加速すること。

さらに、持ち去り等不正に資源物を回収する業者の罰則等の規定等を整備することにより、市町村における資源物の回収が円滑に進むよう、国において必要な措置を講じること。

2 容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法については、事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定するとともに、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担及び費用負担について、更なる見直しを図ること。指定法人が行う再商品化にあっては、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、再商品化合理化拠出金の配分要件の緩和などに努めること。

また、業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクル判別しやすいようなマークの表示について指導を行うとともに、リターナブル容器の使用、回収のシステム化やデポジット制度の早期導入など、事業者による回収ルートの確立を図ること。

さらに、容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

家電リサイクル法については、家電製品の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。

また、不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とすること。

4 建設リサイクル法の見直し

建設リサイクル法については、建設廃棄物の削減や再資源化を促進するため、行政が再資源化の内容等を把握できるよう法制度の整備を図ること。

さらに、建設発生木材については、円滑な再資源化が行われるよう、防腐・防蟻処理された木材の適切な判別・分離方法を確立すること。

なお、特定建設資材廃棄物に付着した有害物質について、関係法令に基づき適正処理が図られるよう、有害物質の有無等の届出情報を関係機関に提供し、それを活用できる制度を確立すること。

5 有用金属等の分別回収に係る経費に対する財政支援等

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、今般施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律により有効に政策目的を達するためには、多くの市町村の参加が不可欠である。

こうした観点から、市町村が制度に参加するに当たり必要な初期投資に係る経費に加え、市町村が安定・継続的に分別回収を行うために必要な経費についても、国において財政的な支援を行うこと。

また、拡大生産者責任の観点から、製造事業者自らの回収についても促進すること。

さらに、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

6 溶融スラグ等の再資源化の需要拡大に向けた措置

溶融スラグ、エコセメントなどの再生資材の需要拡大に向けた所要の措置を講じるとともに、日本工業規格に適合した溶融スラグは、製造する市町村の公共工事以外で利用される場合にも、廃棄物の処分に該当しないよう措置すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) 電子マニフェストの普及促進については、更なる推進を図るとともに、義務化についても引き続き検討すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の処理施設等において、事業者の倒産や許可の取消による廃棄物の放置など不測の事態により周辺環境被害が生じた場合等を想定し、被害者救済及び事業者等によって放置された廃棄物の撤去を目的とした強制加入保険制度や保証金・供託金制度等を廃棄物処理法で創設すること。
- (3) カセット式ガスボンベやスプレー缶等の廃エアゾール製品については、充填物の残留による事故が発生していることから、拡大生産者責任の観点から、廃棄物処理法第6条の3第1項の規定による適正処理困難物に指定の上、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。
- (4) アスベスト廃棄物の無害化処理認定が進んでいないことから、国の主導により、処理技術を確立し、実効性のある処理体制を構築すること。
- (5) 海岸漂着物等は国外からの漂流や河川経由等による原因者不明ごみが含まれることから、海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を早期に行うこと。
- (6) 大規模災害で発生する災害廃棄物については、広域的な処理を見据え、国・都道府県・市町村の役割分担を含めた法的枠組みを整理するなど、膨大な発生量を安全かつ迅速に処理するための法整備等を行うこと。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、全て交付対象に加えるなど、交付対象を拡充すること。
- (2) 焼却施設の適正な解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。
- (3) 剪定枝等の廃棄物系バイオマスの資源化促進の観点から、これらに関する循環型社会形成推進交付金の交付率を上げるなど、市町村が行う廃棄物系バイオマスの資源化に係る施設整備を促進すること。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進基金について、対象経費に係る補助率を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復対策に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進基金の拡充等を図っていく必要がある。

6 建設発生土対策の確立

提出先 総務省、法務省、国土交通省

【提案項目】

建設発生土の適正処理を実効あるものにするため、次の措置を講じること。

1 建設発生土の適正処理に関する法律の制定

建設発生土の適正処理については、県域を越える課題ととらえ、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

- (1) 建設発生土処分場の設置については許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (2) 発生者（建設工事等請負者）に適正処理及び報告を義務付けること。
- (3) 不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。

2 地方自治法の罰則規定の強化

1の措置を講じるまでの間、条例による不適正な処理を行った者に対する罰則を重くできるようにするため、地方自治法の罰則規定を強化すること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生し、その多くが山間部の森林等において処理されている。

森林法では、このような森林の開発行為について、1ヘクタール以上であれば開発許可が必要として規制しているが、それに満たない面積は届出を要することとしており、規制力が弱い。

建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がないことなどから、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等により、県民生活に不安が生じている。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、不適正な処分地に、建設発生土が搬入されないよう規制している。

- 1 当該規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて、県内の不適正な処分地に流入してくることは規制できないなど条例での規制には限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。
- 2 条例において不適正な処理を行った者に対する罰則規定を定めているが、地方自治法は、条例で科す罰則に上限規定を設けており、当該上限は、故意に大量の建設発生土を違法に投棄する者などに対する罰則として、抑止力・感銘力を発揮するために十全ではない。このため、1のルールづくりを講じるまでの間、当該上限規定を改め、条例で罰則規定（法人重課を含む。）を強化できるようにすることが必要である。

（神奈川県担当課：県土整備局建設リサイクル課）

7 光化学スモッグ対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

光化学スモッグについては、平成18年度の大気汚染防止法の改正施行により、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めているが、本県の光化学オキシダント濃度は横ばいの状態にあり、光化学スモッグ注意報の発令は昨年度も継続していることから、光化学スモッグによる健康被害の未然防止を図るため、今後の対策について早急に結論を出し、有効な対策を講じること。

【提案理由等】

光化学スモッグ対策については、平成22年度までに、工場等の固定発生源からの揮発性有機化合物（VOC）の排出量を、平成12年度比で3割抑制することで、光化学スモッグ注意報の発令レベルを超えない測定局の割合が約9割まで向上すると国の見込みの下で、既存のVOC排出施設を含め規制強化が図られたところである。

しかしながら、本県では、発令レベルを超えない測定局の割合が増加する傾向にあるが、いまだに国の見込みは達成できていない。また、光化学オキシダント濃度は横ばい状況にあり、光化学スモッグ注意報についても平成24年度5回発令している。

現在、国において、光化学オキシダント総合対策推進事業として、新たな科学的知見の収集、これまでの対策の検証・評価、今後の対策のあり方など検討を進めているが、この検討について、早急に結論を出し、光化学オキシダント濃度の低減につながる有効な対策を講じる必要がある。

神奈川県における光化学注意報発令回数等の推移

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	24
発令回数(回)	20	11	4	10	5	5
発令レベルを超えない測定局の割合(%)	41.7	66.7	81.7	61.7	78.3	86.7
昼間の光化学オキシダント濃度(ppm)	0.028	0.029	0.029	0.029	0.027	0.029

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

8 自動車交通環境対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 最新規制適合車や低公害車への代替の促進に向けた事業者への支援等
最新規制適合車や低公害車への代替が着実に進むよう、引き続き事業者への支援を行うとともに、荷主が配送の際に低公害車の利用を求める仕組みを広く普及すること。
- 2 交通量・交通流対策の一層の推進
自動車から排出される大気汚染物質に係る環境基準の未達成地域における局地汚染対策として、交通量・交通流対策についての施策を一層推進すること。
- 3 ITSの整備拡充・活用推進
カーナビ等を通じて渋滞情報及び大気汚染物質の高濃度情報等を提供することにより、大気汚染に配慮した道路利用・自動車利用を促進するため、一般道も含めた高度道路交通システム（ITS）の整備拡充・活用推進に取り組むこと。

【提案理由等】

- 1 本県では、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境基準を安定的に確保するため、自動車NO_x・PM法に基づく新たな「総量削減計画」を策定し、平成25年4月から取組を開始したところであるが、計画の目標を達成するためには、旧型車両を最新規制適合車や低公害車に代替していくことが前提となっており、着実な代替が促進されるよう、事業者に対する支援を行う必要がある。
さらに、国や地方公共団体等が物品納入の際、低公害車の利用を求める仕組みがあるが、この考え方を広く荷主にも普及することで、一層の代替促進が期待できる。
- 2 新たな「総量削減計画」では、平成27年度までに、NO₂及びSPMに係る大気環境基準を達成することを目標としているが、交通量が集中している川崎市内の一部の地域では、依然としてNO₂の環境基準を一度も達成していない状況にある。
当該地域の自動車排出ガスを削減するためには、走行する車両をより環境影響の少ない他の道路に誘導することが有効であり、その施策として環境ロードプライシング割引が実施されているが、早期に環境基準を達成するには、一層の交通量・交通流対策を進める必要がある。
- 3 局地的な大気汚染が問題となっている中、当該地域を走行する運送事業者や荷主等による自主的な取組を促す手法が有効と考えられることから、高速道路を中心に整備が進められている高度道路交通システムの一般道における整備拡充、活用推進により、当該地域の走行回避等、大気汚染に配慮した道路利用・自動車利用を促進する必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

9 化学物質対策等の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

化学物質対策等を推進するため、次の措置を講じること。

1 化学物質対策

化学物質の環境中での挙動、人の健康や生態系への影響に係る調査研究を一層推進することにより、有害性や暴露、環境残留性の情報を充実させるとともに、化学物質による環境リスクを低減するために、化学物質の一元的・総合的な規制等が可能となるような法制度を整備すること。

2 土壌・地下水汚染対策

改正土壌汚染対策法が平成22年4月から全面施行され、有機塩素化合物や重金属等の化学物質により汚染された土地を発見する機会が増加したことから、汚染土壌の処理や地下水の浄化を適切に促進するため、土地所有者等に対する支援制度の充実を図ること。

【提案理由等】

- 2002年に世界首脳会議で合意された「2020年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との目標の下、国は、第四次環境基本計画における重点的分野で「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」を掲げ、化学物質の安全性を緊急的に点検するとしているが、具体的な内容及びスケジュールを明らかにした上で確実に実施する必要がある。

また、化学物質の法規制等は、化学物質排出把握管理促進法や化学物質審査規制法などで対応しているが、法律ごとに対象となる化学物質や規制の方法等が異なるため、事業者の理解を促進し、「化学物質の環境リスクの低減」をより推進するには、個別法を統合するなどにより、化学物質の一元的・総合的な規制等が可能となるような法制度の整備が必要である。

- 有機塩素化合物や重金属等の化学物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく措置、地下水の浄化対策が必要である。これら調査・対策は、土地所有者等の責務とされており、土地所有者等が原因者でない場合であっても責務が課されることから、円滑な調査や適正な汚染土壌対策が進まない状況にある。このため土地所有者等への財政的支援制度を充実させる必要がある。

10 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

アライグマ等の特定外来生物の繁殖と生息域が急激に拡大しており、在来種への影響は深刻になっている。特定外来生物の防除について、外来生物法に定める国の責務と役割が十分に果たされておらず、実態として地方自治体が行っていることから次の措置を講じること。

1 財政負担・技術的支援の実施

国は地方自治体が行う特定外来生物の防除に対して必要な財政負担を確実に行うとともに、特定外来生物の種類ごとに根絶を目的とする効果的な捕獲方法の確立や技術支援を行うこと。

2 国による防除の実施

国有林など国が管理する地域における防除については、国が主体的かつ率先して取り組むとともに地方自治体との連携を図ること。

【提案理由等】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、生態系等への被害防止に努めるための防除を国が主体となって行い、地方自治体が防除を行う場合には国の確認を受けることとされているが、国の取組はごく限定されたものにとどまっているため、法に基づく国の責務を踏まえ必要な措置を講じる必要がある。

1 特定外来生物の捕獲や処分、普及啓発などについては、実態として地方自治体の負担により実施しているため、国において必要な財政負担を確実に行うべきである。

また、防除に当たっては、生態系被害の評価方法やモニタリングの手法、さらに具体的な被害予防策などについて、国による各種マニュアル整備などの取組を基本として、国、地方自治体、民間団体、住民等多様な主体が協調して実施することが有効であるため、国は、これまで蓄積している特定外来生物の根絶に繋がる技術や先進的な取組の情報提供及び防除に必要な技術支援を行う必要がある。

2 国有林など国が管理する地域における防除については、管理者として国が主体的かつ率先して取り組む必要があるとともに、特定外来生物の生息状況などの情報を地方自治体と共有するなど連携しながら効果的な防除を行う必要がある。

11 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充等

提出先 警察庁、農林水産省、環境省

【提案項目】

鳥獣被害対策の推進を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、鳥獣被害防止特措法）の拡充等の措置を講じること。

1 採択基準の緩和

鳥獣被害防止総合対策交付金の交付要件として、被害防止計画を策定している市町村が、地域の関係機関と会議体などを通じて十分な連携が行われていると認められる場合には、協議会の設置を行わず市町村が実施主体となることが可能となるよう要件の緩和を図ること。

2 技能講習の免除対象の拡大

銃猟の所持許可更新時に義務付けられている技能講習の免除について、免除対象を被害防止計画策定市町村だけでなく、通常の有害捕獲を行っている市町村や、県管理捕獲も対象とすること。

【提案理由等】

1 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金により事業を実施する際に、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱で「生産局長が別に定める協議会等」を事業実施主体とすると定められており、市町村が単独で実施主体になることができない。しかし、事業実施主体としての協議会を設置する場合、資金の管理、組織運営など困難な面があり交付金の活用が十分に図られていない。そこで、実施地域の関係団体における連携が協議会ではない別の会議体等を通じて担保される等、関係団体間の連携が十分に確保され、防除計画に沿った事業実施が可能と認められる場合には、市町村単独で事業実施主体となることのできるよう緩和を図ることで、地域の実情にあった形での被害対策が円滑に進むことが期待できる。

2 銃猟の所持のための技能講習の免除は、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画による捕獲に参加する狩猟者が対象となっているが、国の交付金を受けていない市町村や県管理捕獲に従事する狩猟者は対象外となっている。しかし、計画を策定していない市町村においても、有害鳥獣捕獲や県管理捕獲に従事する狩猟者も鳥獣被害防止に貢献しており、技術的要件についても確保されている。捕獲者の狩猟技術的には同等であっても、市町村の状況によっては免除対象とならないことから、狩猟者の間で不平等が生じている状況であり、その改善を図る必要がある。

12 動物検知通報システムにおける周波数帯の拡大及びキャリアセンスの規制緩和

提出先 総務省

【提案項目】

ニホンザルやニホンジカ、ツキノワグマ等、山間部で生息する野生動物の探査・調査と被害防除対策を適切に実施するため、次の措置を講じること。

- 1 動物検知用通報システムに割り当てられる周波数帯の拡大
群れの識別を要する保護管理に資するため、電波法施行規則(及び標準規格(A R I B S T D - T 9 9))に規定される動物検知通報システムの周波数帯及びチャンネル数を拡大すること。
- 2 キャリアセンス機能の規制緩和
山間部と市街地の両方に出没する野生動物の探査・調査を効率的に実施するため、平成24年3月26日付け総務省告示第88号で規定された、動物検知システム用無線設備に係るキャリアセンス機能の規制を最新の技術開発動向を踏まえて緩和すること。

【提案理由等】

- 1 神奈川県ニホンザル保護管理計画では、動物検知用通報特定小電力無線局(以下、「動物検知通報システム」という。)を使用し、24の群れを個別により識別し、その行動域、加害レベル、性年齢構成、個体群の規模に応じて、群れ単位の被害防除対策が立てられている。
また、ニホンジカについても、行動域や行動特性の解析のため、発信器を活用した調査が行われている。さらに、ツキノワグマの調査も計画されているところである。
しかし、現行の動物検知通報システムは、チャンネル数が5チャンネルとニホンザルの個体群(24)に対して少なく、調査の際、混信が避けられない状態にある。
よって、ニホンザルの群れを識別しての追い払い等の被害対策や調査を円滑に行うためには、同無線局のチャンネルの拡大が必要である。
- 2 動物検知通報システムの空中線電力については、平成20年8月の電波法改正にて、「10mW以下」から「1W以下」へ引き上げられた。
しかし、空中線電力が10mW以上の場合、他の無線局との混信を防止するための「キャリアセンス機能」の搭載が義務づけられ、当県の場合、24のニホンザルの個体群で動物検知通報システムを使用した場合、キャリアセンス機能により電波の発射が不規則に停止し、調査に支障を来すことが予想される。よって、同時に多数の個体群の調査を可能とするために、キャリアセンス機能の緩和が必要である。

※ キャリアセンス機能：送信機から送信を開始する前にそのチャンネルが他の無線機で使用されていないかどうか調べ、使用されている場合は他のチャンネルに切り替えるか停止する機能

13 動物生態調査用遠隔測定発信器に係る火薬類取締法の規制緩和

提出先 経済産業省

【提案項目】

ニホンザルやニホンジカ、ツキノワグマ等の山間部で生息する野生動物の探査・調査と被害防除対策を適切に実施するため、火工品に分類される動物生態調査用遠隔測定発信器について次の措置を講じること。

- 1 火薬類取締法第17条「譲渡又は譲受の許可」の見直し
火薬類取締法第17条の「譲渡又は譲受の許可」について、動物生態調査用遠隔測定発信器を許可行為の適用除外とすること。
- 2 火薬類取締法施行規則第56条の3の3「発信器の消費の技術基準」の見直し
火薬類取締法施行規則第56条の3の3の「発信器の消費の技術的基準」について、当該発信器の特性と使用実態を踏まえて、現実に即したものとすること。

【提案理由等】

- 1 野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器（以下、法令上の略称を用いて「発信器」という。）には、首輪を首から取り外す仕組みとして、火薬類が用いられることがあることが、平成24年度の経済産業省の調査により判明し、火薬を使用した「発信器」は、火工品として取り扱われることとなった。

野生動物による農林水産・人身・生活被害が社会問題化するなど、野生動物生態調査の重要性が増していることや「発信器」の使用実態を踏まえ、火薬量などの一定の制限下で、火薬庫外貯蔵及び無許可使用を認める省令改正が行われたが、火薬類取締法第17条の「譲渡又は譲受」の規定による許可行為は、そのままとなったため、同許可申請には、譲受期間が1年を超えないこと、貯蔵または保管場所、消費場所、日時を定める必要がある。

「発信器」は、野生動物を生体捕獲して装着した上で放獣し、定期的に追跡して、測位された情報をリモート回収したり、「発信器」を脱落させて回収する形で使用される。「発信器」を装着後、2年から3年間装着を要する調査も多い。

このため、譲受時に装着するまでの期間を適切に想定すること、装着後の消費場所や保管場所を設定することは困難である。また、消費（脱落）までの期間が1年を超過する場合も想定され、何度も変更許可申請が必要となるなど、許可手続きの煩雑化も予想される。

以上を踏まえ、「発信器」が一定条件下で無許可消費として位置付けられたことを勘案して、鳥獣保護管理計画等法定計画に基づく消費については、無許可譲渡、又は、譲受に位置付けることが必要である。

- 2 火薬類取締法施行規則第56条の3の3第4号には、「動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。」、同条第8号には、「動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、～に返納すること。」と規定されている。

「発信器」が装着されるのは、個体が発見できなくても、発信される電波を探査することにより、位置（範囲）が特定できるためである。しかし、動物の探査を、常時行うことはせず、通常は、一定の間隔を置いて定期的に行って、その時点の位置を特定することによって動物の行動を把握している。

また、「発信器」に火薬が使用される背景には、再捕獲による回収が大変困難という実態がある。「発信器」の脱落は、タイマーや遠隔操作で「発信器」に脱落信号を送り、火薬を点火し、脱落ピンを作動させて行われる。その後「発信器」から発せられる電波を頼りに発信器を回収する。回収した「発信器」は電池交換などをして再利用することが多いが、火工品に分類される脱落装置は、1回限りしか使用できない。

このような装着後の使用実態を踏まえると、動物への装着前は現基準は遵守できるが、装着後に係る規定（第4号、第8号）は、技術的に極めて困難であるため、現実に即した内容への改定が必要である。

14 管理捕獲従事者におけるライフル銃所持許可の特例の適用

提出先 警察庁、農林水産省

【提案項目】

ライフル銃の所持許可要件について、野生動物保護管理や鳥獣被害対策に従事する若い捕獲技術者を育成し、対策を効果的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 猟銃の所持経験が10年未満の者に係るライフル銃の所持許可の特例の準用
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画に則って行われる管理捕獲事業に従事する者のライフル銃所持について、鳥獣被害対策実施隊員におけるライフル銃の所持許可の特例に準じ、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃の所持許可を受けることができるようにすること。
- 2 管理捕獲事業に専従する派遣労働者に係るライフル銃の所持許可の特例の準用
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画に則って行われる管理捕獲事業に専従する派遣労働者が、同事業に必要なライフル銃を使用するに当たっても、鳥獣被害対策実施隊員におけるライフル銃の所持許可の特例に準じ、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を使用することができるようにすること。

【提案理由等】

神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、自然植生回復や農林業被害軽減のための管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。

特に、平成24年度から、シカの管理捕獲に専門的に従事する派遣職員をワイルドライフレンジャーとして配置し、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。

高標高域の山稜部等における捕獲では、場所や捕獲手法によって射程が長く弾速が早いライフル銃が適する場合があるが、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）の規定によりライフル銃を所持できる者が10年以上猟銃を所持している者に限定されているため、現在、ワイルドライフレンジャーをはじめとする管理捕獲従事者は、使用する銃について大きな制約を受けている。

また、捕獲従事者が年々減少し、高齢化する中で、年齢が若く、高い捕獲技術を有する従事者の育成が急務となっているが、猟銃を所持してから10年が経過しないとライフル銃を所持できないという現状は、こうした若い捕獲技術者の育成と活躍において大きな障害となっている。

- 1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）における、鳥獣被害対策実施隊員のライフル銃所持許可の特例に準じて、県知事により認定された管理捕獲従事者は、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃が使用できるようにする必要がある。
- 2 銃刀法第5条の2第4項における「捕獲を職業とする者」を、捕獲によって生計を立てて

いる者として解釈されているため、シカの管理捕獲に専従する派遣職員であるワイルドライフレンジャーが適用除外とされているが、専従的職員による公共目的の管理捕獲の実施が妨げられることがないよう、鳥獣被害防止特措法における鳥獣被害対策実施隊員のライフル銃所持許可の特例に準じて、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃が使用できるようにする必要がある。

15 庁舎等の公共施設の津波対策・浸水対策の充実

提出先 総務省、消防庁

【提案項目】

災害時に災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設について、津波浸水対策を進めるための財政的支援を充実すること。

【提案理由等】

東日本大震災では、大規模な地震とそれに伴う津波により、被災地において災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設が甚大な被害を受けた。

震災の教訓を受けて、災害時に災害対策の拠点となる公共施設（庁舎を含む）の耐震化等については、緊急防災・減災事業債の起債対象として交付税措置を伴う財政的支援がなされたところである。

しかし、国においては、首都直下地震・南海トラフの巨大地震等の被害想定や対策の見直しを進めているとともにその切迫性を指摘しているところであり、津波浸水のおそれのある地域において、庁舎等の公共施設が災害対策の拠点機能を果たすためには、耐震化のみならず津波浸水に対してもしっかりとした対策を講じていかなければならない。

特に本県の場合、防災無線通信網を完備し、災害時に県全体の災害対策の拠点となる本庁庁舎自体が津波浸水区域内にあるため、非常用電源や電気設備を地上階に設置するなどの津波対策・浸水対策を講じ、災害対策拠点として必要な機能を早急に確保する必要がある。

そこで本県では、平成25年2月に「本庁庁舎耐震対策基本構想」を策定し、平成30年度の工事完成を目指し、本庁庁舎の耐震化・津波浸水対策工事に取り組むこととしている。

厳しい財政状況の中、地方自治体が、庁舎等の公共施設における津波対策・浸水対策を着実に進めていくためには、国による財政的支援が不可欠である。

【提案項目】

本県においては、いまだ都市部を中心とした河川の整備水準が低いことから、次の措置を講じること。

- 1 治水事業の推進に係る財源措置
治水事業を強力に推進し、被害の軽減を図ることは緊急の課題であるため、十分な財源措置を行うこと。
- 2 国管理河川の堤防等の整備
多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。
- 3 河川立体区域制度の活用等に係る法制度の整備等
遊水地等の整備に当たり、鉄道や下水道事業等他事業と連携して河川立体区域制度の活用等を行うため、地方自治体の行政財産への地上権設定が可能となるような制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画「新セイフティリバー」を策定し、計画的に治水事業を推進しているところであるが、遊水地や地下調節池などの大規模な洪水調節施設整備を実施しており、整備目標を着実に達成するためには、十分な財源措置が必要である。
また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が取り組む雨水流抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な財源措置が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口、資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。
- 3 厳しい財政状況の中、財源の有効活用、土地の有効活用・高度利用の観点から、本県においても鉄道や下水道事業等、他事業との連携に積極的に取り組むこととしており、制度面などでの一層の支援が必要である。特に河川立体区域制度を活用できるようにするため、地方自治法施行令第169条の4に定める「行政財産である土地に地上権を設定することができる用途」に「河川」を加える改正措置が必要である。

17 土砂災害防止対策事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 砂防・地すべり対策事業の推進

「土砂災害防止法」によるソフト対策と、砂防事業及び地すべり対策事業のハード対策の推進に向けて、十分な財源措置を行うこと。

2 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、整備事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

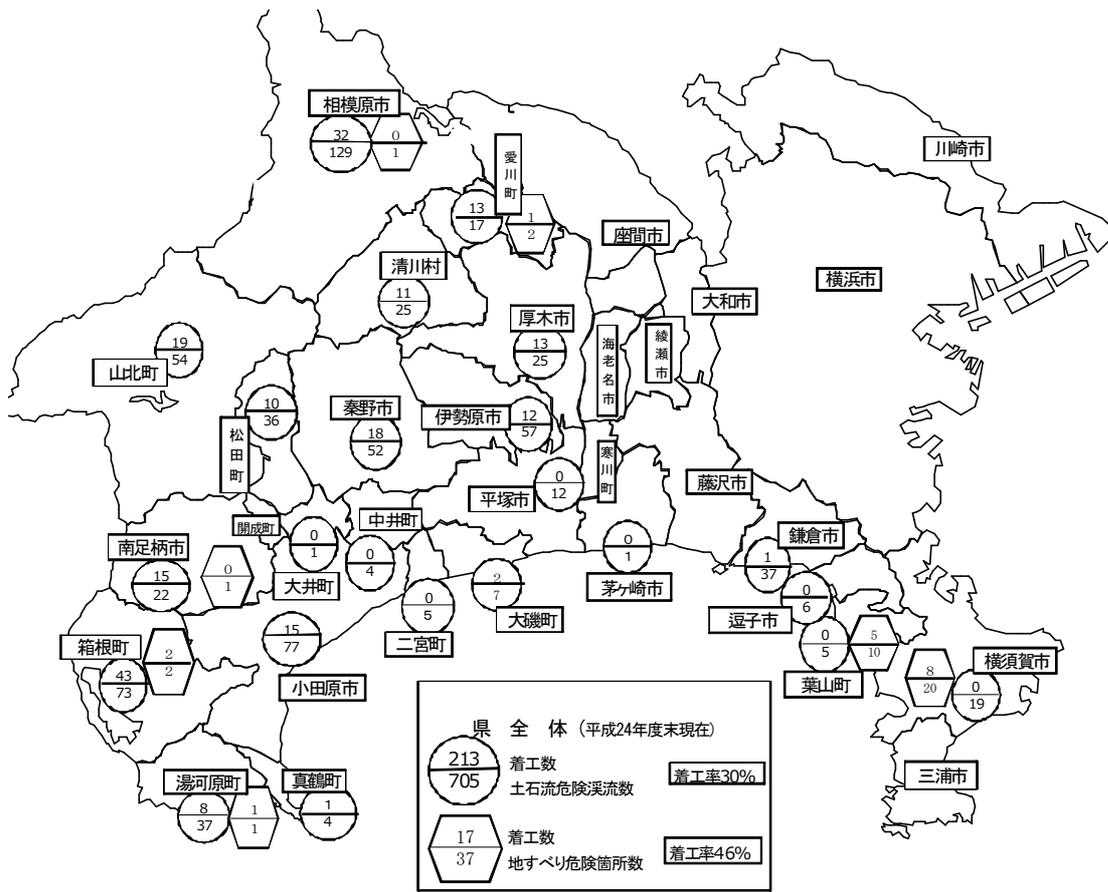
また、急傾斜地崩壊対策事業の一層の推進に向けて十分な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

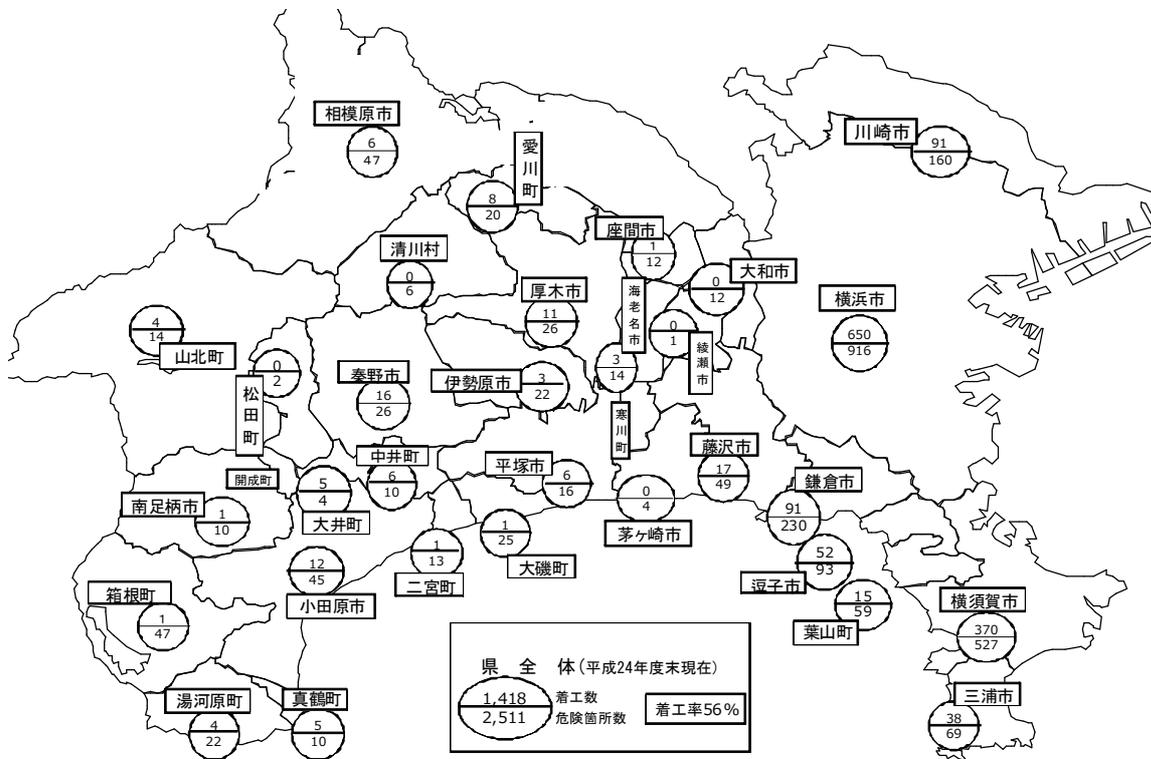
近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流や地すべりによる災害の危険性が增大している。

1 これらの土砂災害防止施設の整備水準は低く、県民が安心して暮らせるまちづくりを行うためにも、「土砂災害防止法」によるソフト対策と、砂防事業や地すべり対策事業の積極的なハード対策をともに推進する必要がある。

2 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するとともに、豊かでうるおいのある緑の斜面空間の形成等を図り、安全で安心できる生活基盤を確保する極めて緊急かつ重要な事業であり、制度の拡充と十分な財源措置が必要である。



土石流危険渓流・地すべり危険箇所の着工数



急傾斜地崩壊危険箇所の着工数

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国においては総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業、市街地再開発事業への財源措置
良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な財源措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への適切な財源措置を講じること。
- 2 都市公園の整備に対する財源措置
都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して確実な財源措置を講じること。
- 3 橋りょう等の安全対策への財源措置
自然災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強や土砂崩落対策箇所の整備に係る事業について、県及び市町村への確実な財源措置を講じること。
- 4 河川施設及び土砂災害防止施設の整備等に対する財源措置
水害やがけ崩れ対策等を推進するため、河川施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る財源措置を講じること。
- 5 海岸保全施設の整備に対する財源措置
津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設の整備に対して確実な財源措置を講じること。
- 6 下水道、無電柱化推進事業への財源措置
ライフラインの安全性を確保するため、下水道事業や無電柱化推進事業等について、確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災のような大規模な地震災害から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

【提案項目】

安全・安心のみちづくりを推進するため、次の措置を講じること。

- 1 橋りょう・トンネル等道路施設の長寿命化の推進
道路施設の老朽化に対する安全性を確保するため、橋りょうやトンネル等重要施設の長寿命化に係る事業について、県及び市町村への確実な財源措置を講じること。
- 2 大規模地震等の自然災害への対応力の強化
自然災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の整備や、路面下の空洞化対策に係る事業について、県及び市町村への確実な財源措置を講じること。
また、災害に強いまちづくり、情報ネットワークの信頼性の向上などを図るため、電線管理者の費用負担軽減など、無電柱化の推進に資する支援策について、特段の配慮を講じること。
- 3 安全で快適な道路利用環境の確保
安全で安心な道路環境を確保するため、交通安全施設等整備事業に係る次の事業などについて、確実な財源措置を講じること。
 - (1) 緊急合同点検結果などを踏まえた通学路の安全対策の強化
 - (2) 段差のない歩道や幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化の推進
 - (3) 安全で快適な自転車の通行空間の整備

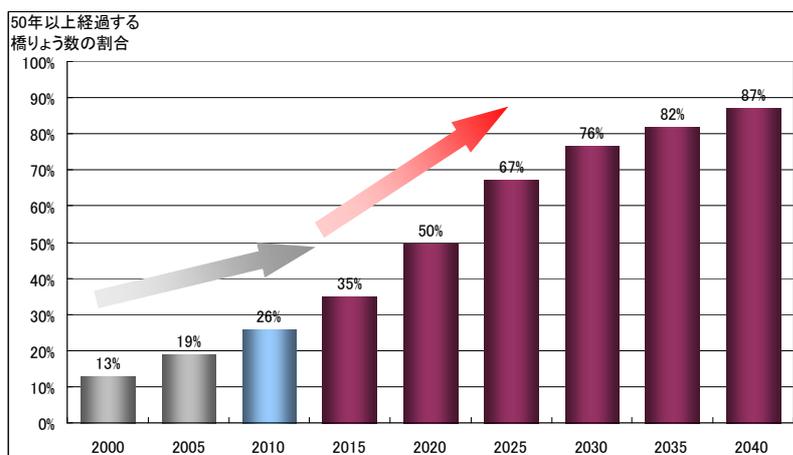
【提案理由等】

- 1 高度経済成長期に多く建設された橋りょう・トンネル等の道路施設の老朽化が進展しており、今後、補修・更新を必要とする道路施設が加速度的に増加していくことが見込まれている。道路施設の維持管理・更新には、継続的に多額の費用が必要となることから、長寿命化計画の策定と同計画に基づく、計画的で効率的な道路施設の維持管理・更新が進められるよう、財源措置が確実に講じられる必要がある。
- 2 東日本大震災では、道路が救援や復旧に役立つなど、正に「いのちの道」として機能を発揮し、また、その後の復興においても、まちづくりなどを支えていく重要な社会基盤であることが再認識された。本県においても、大規模地震等の自然災害から県民の生命・財産を守るため、道路施設の安全性を高める必要がある。
また、無電柱化推進事業を着実に推進するためには、電線管理者の費用負担の軽減など、事業を進める上での課題について、支援策等を検討する必要がある。

3 交通事故の多発や高齢化の進展などに対し、安全で安心な道路環境の確保が求められており、交通安全施設等整備事業に係る事業を着実に推進するため、財源措置が確実に講じられる必要がある。

- (1) 通学路の安全対策として、歩道未設置箇所への歩道整備に取り組むとともに、京都府亀岡市等での事故を契機とする緊急合同点検の結果を踏まえた、即効対策の実施など、安全対策を強力に推進する必要がある。
- (2) 高齢者や障害者などに配慮した安全な歩行空間を確保するため、段差のない歩道や幅の広い歩道の整備などを進める必要がある。
- (3) 歩行者、自転車の安全性や快適性の向上の観点から、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用した、通行空間の効率的な整備を進めているところである。

県管理橋りょうにおける経年数 50 年以上の橋りょう数の割合



橋りょう修繕の状況（県道 71 号 秦野二宮 塚橋）

施工前



完成



通学路における歩道の整備（県道 77 号 平塚松田）



(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課)

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 旗など視覚を利用した伝達手段の強化
海浜利用者等へ津波警報、注意報の迅速・的確な伝達を図るため、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう、気象業務法の関連規定を整備すること。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信の充実
津波警報の携帯電話機への一斉配信について、携帯電話事業者と連携し、対応する携帯電話機の機種を拡充するとともに、伝達内容の充実を図ること。
- 3 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨等の局地的な災害に対応できるよう、気象予報の精度の向上を図るとともに、これらの情報が住民に確実に行き渡るよう、伝達手段を拡充すること。

【提案理由等】

- 1 津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや音声を中心となるが、海岸やサーファー等の海上の人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難いため、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。
しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められていることから、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備が必要である。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信については、既に、携帯電話事業者による第一報の配信が始まっているが、より多くの人に津波警報を伝達できるよう、対応する携帯電話機の機種を拡充するとともに、より適切な避難行動を促すため、一斉配信による伝達内容を充実する必要がある。さらにJアラートの情報についても携帯電話機への一斉配信を行うべきである。
- 3 近年、竜巻やゲリラ豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。特に、竜巻については、竜巻注意情報を発表して、竜巻への注意喚起を図っているが、被害の軽減を図るため、さらに気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

21 気象情報等の受伝達体制の整備

提出先 消防庁、気象庁

【提案項目】

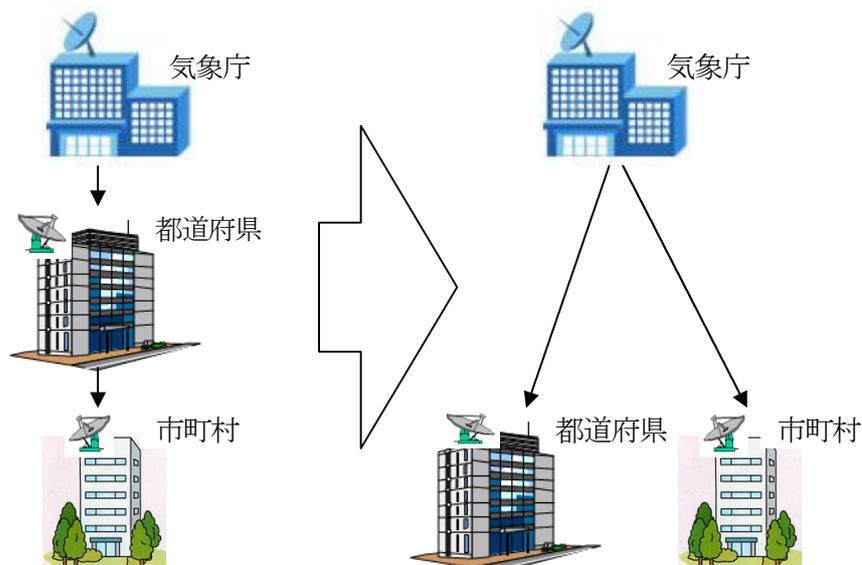
気象情報等の受伝達体制の整備を推進するため、次の措置を講じること。

- 1 気象情報提供方式の見直し
受信端末機又は受信用ソフトウェアを配付するなどにより、市町村を含む各地方自治体が必要な気象情報を直接受信できるよう、気象情報に関する情報の提供方式を見直すこと。
- 2 受信設備整備のための条件整備
気象庁が行う気象に関する警報、注意報の電文形式の変更に伴い必要となる受信設備の整備が円滑に実施できるよう、財源措置を含めた条件整備を行うこと。

【提案理由等】

現在、気象警報、注意報等は、気象業務法の施行時と異なり、多様な手段で提供されており、都道府県を通さず直接市町村に伝達することが合理的と考えられる。

また、気象情報の伝達は、全国一律のものであり、受信設備の整備や受信用ソフトウェアの提供は、引き続き、国が統一仕様により対応することが適当と考えられる。



22 消防救急無線の整備に係る支援策の充実

提出先 消防庁、防衛省

【提案項目】

消防救急無線の整備を推進するため、次の措置を講じること。

1 財政支援の充実強化

消防救急無線のデジタル化整備には多額な経費を要することから、財政支援の充実強化を図ること。

2 補助金を受けて整備した設備等の処分に関する特別措置

消防防災施設整備費補助金を受け消防指令台等を整備した市町村が、消防救急無線の整備に伴い処分を制限する期間を経過せずに消防指令台等を更新・処分した場合には、補助金の返還を免除するなど特別な措置を講じること。

また、防衛施設周辺民生安定施設整備補助金を活用し、整備した消防指令台等について、整備後に他の消防本部が共同運用に参画するために改修した場合には、補助金の返還を免除するなど特別な措置を講じること。

3 地方債を活用して整備した設備等の処分に関する特別措置

地方債を活用して整備した消防指令台等を消防救急無線の整備に伴い更新・処分した場合には、地方債の繰上償還を免除するなど特別な措置を講じること。

【提案理由等】

1 消防救急無線のデジタル化整備については、市町村に多額の財政負担が生じることから、起債を通じた地方交付税措置による財政支援のほかに、国庫補助制度を充実・拡大するなど、新たな財政支援が必要である。

2 消防救急無線の整備に当たっては、既存の消防指令台等を更新・処分しなければならないが、「総務省所管補助金等交付規則」に定められた処分年数を経過していない場合には補助金を返還することとなり、当該業務を推進する際の妨げとなることから、補助金返還免除などについての特別な措置が必要である。

さらに、防衛施設周辺民生安定施設整備補助金を活用し、整備した指令台等について、整備後に他の消防本部が共同運用に参画するために改修した場合には、補助金を返還することとなり、当該業務を推進する際の妨げとなることから、補助金返還免除などについての特別な措置が必要である。

3 市町村が地方債を活用して消防指令台等を整備した場合においても、通常、補助金の場合と同様に繰上償還が必要となることから、繰上償還免除などについての特別な措置が必要である。

(神奈川県担当課：安全防災局消防課)

23 消防の広域化に対する支援の強化

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、次の措置を講じること。

- 1 長期的な支援の措置
市町村消防の広域化を引き続き推進する観点から、5ヵ年の推進期限にわたる確実な支援を措置すること。
- 2 支援の充実・拡大
市町村の消防広域化に係る施設・設備等初期投資負担を軽減するため、支援制度の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、平成25年4月1日及び5月16日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正を行い、市町村消防の広域化の期限を平成30年4月1日とするとともに、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものとはなっていない。

- 1 市町村が消防の広域化を実現するに当たっては組織統合を伴うことから、長期的な検討・取組が必要となるが、現在のところ、平成26年度以降の消防広域化支援対策は明示されていない。市町村が中長期的な資金計画を立てられるよう、安定した確実な支援を措置することが必要である。
- 2 市町村が負う施設・設備等初期投資負担が過大であることが消防の広域化を妨げており、広域化を推進するには、初期投資負担の軽減が不可欠である。そのため、現行の有利な起債（緊急防災・減災事業債）と交付税措置中心の支援に加え、消防防災施設整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金の基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大など、市町村にとって実効性のある財政支援の拡充が必要である。

24 災害救助法の求償制度の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐に渡り、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

- 1 非常用自家発電設備の拡充
災害拠点病院以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援できるよう国において財源措置を講じること。
- 2 水道施設耐震化の推進
緊急時の飲料水確保及び水道施設耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となった。
このため、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めているが、基金が終了した後も、継続して災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。
- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁等の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。
地震などの災害対策のための国庫補助制度（緊急時給水拠点確保等事業費及び水道管路耐震化等推進事業費）は、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であることが国庫補助金の交付対象となる採択基準の一つとされており、県内水道事業者の半数以上が採択基準を満たさず、過大な財政的負担が生じるため、必要な耐震化ができない。
水道施設の耐震化を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるために、資本単価要件を撤廃すべきである。

26 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 支援金の拡大
被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額のかさ上げを行うこと。
- 2 共済制度の創設
住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

- | | |
|----|---|
| 自助 | ・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化) |
| 共助 | ・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。 |
| 公助 | ・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化) |

【提案項目】

東日本大震災に係る被災県外に避難している避難者への支援充実の観点から、当該避難者に対して受入都道府県側で実施している、相談業務や情報の提供、交流会の開催等のソフト面での支援について、受入都道府県に対する必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災に係る被災県外の避難者に対する支援については、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の提供など、各被災県からの応援要請により実施しているところである。

しかし、避難の長期化に伴い、健康や就労、子育て等、避難者が抱えている問題も深刻化してきており、各避難者の避難先での自立や故郷への帰還を阻害する要因となっている。

そうした問題に対応すべく、受入都道府県においても、相談受付体制や情報発信体制の整備など問題の解決に向けた取組を行ってきているところであるが、それらに要する費用については、緊急雇用制度等の既存制度の活用や受入都道府県の持ち出し等で対応しており、予算の確保に苦慮している状況である。

よって、避難者に対する支援を充実するため、相談体制の整備や交流・相談会の開催など、受入都道府県が行う支援業務について、国から直接、受入都道府県に対する所要の財政措置を講じる必要がある。

28 放射能検査機器に係る維持運営費の全額措置

提出先 農林水産省

【提案項目】

放射性物質に対する監視体制の整備・拡充を図るため、県で整備した放射能検査機器に係る維持運営費等について、全額措置すること。

【提案理由等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う県産農産物の放射能被害については、事故から2年を経過した現在も続いており、県民の農産物に対する不安は払拭できていない。本県は、平成23年度、放射能検査機器を国の1/2補助で整備し、放射性セシウムによる農産物汚染の研究・検査に取り組んできた。このような研究・検査に係る費用については、本来その原因たる原子力行政を推進してきた国が負担するべきものである。

○本県の農産物汚染の実態把握状況

	年度	検体数 (点)	事業費 (千円)	うち交付金 (千円)
実績*	23	250	17,308	7,765.5
実績*	24	897	4,302.25	2,151.125
計画	25	364	4,721	2,360

※検査期間

〔平成23年度：平成23年12月～平成24年3月〕
〔平成24年度：平成24年4月～平成25年3月〕

29 国の通知に基づく県内農産物モニタリング検査の継続実施

提出先 農林水産省

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う県産農産物の放射能物質検査については、農産物の安全・安心を確保するために事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な視点から行う必要があるため、国の通知に基づく県内産農産物のモニタリング検査は引き続き国が実施すること。

【提案理由等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う県産農産物の放射能被害については、事故から2年を経過した現在も続いており、県民の農産物に対する不安は払拭できない。本県は、これまで国の通知に基づいて、放射性セシウムによる農産物汚染の実態把握及び国が実施する県内産農産物のモニタリング検査に取り組んできた。今後も、リスクコミュニケーションの観点から引き続き検査を実施する必要がある、その実施については本来その原因たる原子力行政を推進してきた国が全て担うべきである。

○県内農産物のモニタリング件数

(点)

	年度	合計	野菜	果樹	茶	イモ	米	その他
実績	23	199	86	15	85	5	2	6
	24	193	61	25	84	7	8	8
計画	25	140	67	17	33	7	8	8

30 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣府、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

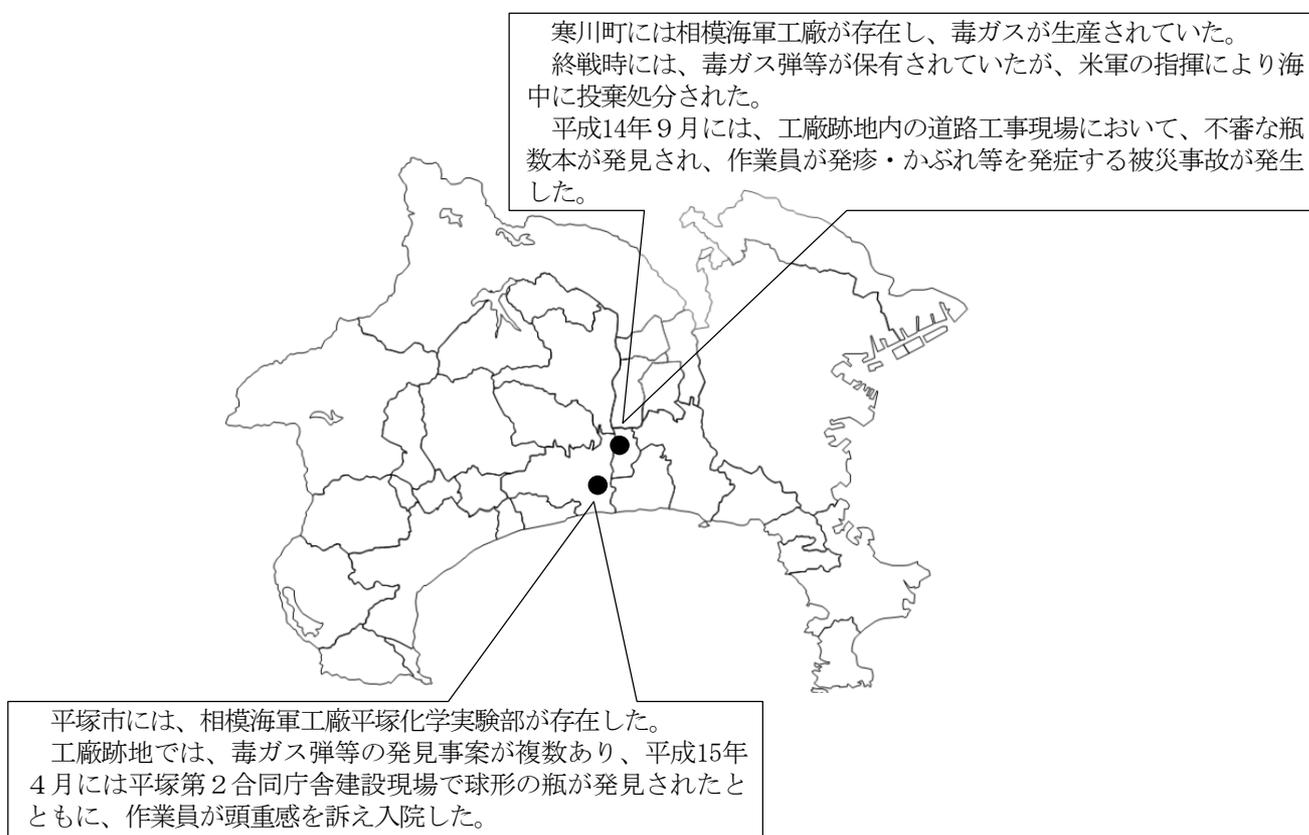
旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関する主なもの）



（神奈川県担当課：安全防災局危機管理対策課）

【提案項目】

大規模地震における応急対策活動能力の向上のため、次の措置を講じること。

- 1 災害時の即応体制強化への取組
 - (1) 警察災害派遣隊の活動に関する支援体制の強化
 - (2) 民間企業が保有する重機及びオペレーター派遣に係る協定締結の全国化
 - (3) 警察車両用燃料の確保
 - (4) 衛星通信による通信手段の確立
 - (5) 原子力災害に対応する資機材の継続配備及び人材の育成
- 2 災害に強い交通安全施設の整備
 - (1) 停電時においても滅灯しないソーラー信号機等の整備促進
 - (2) 信号制御機の設置位置変更による津波対策の促進

【提案理由等】

- 1 東日本大震災において被災地では、大量の瓦礫が発生し、救出救助、行方不明者の捜索等の活動の妨げになり、ライフラインの途絶、原子力災害への対応、恒常的な物資の不足等が課題として顕著となった。

これら東日本大震災で顕在化した課題を踏まえ、災害発生時の即応体制強化のためには、従来の広域緊急援助隊に加えて新たに編成された警察災害派遣隊が、自活を原則とした救出救助活動を継続的に行えるよう、活動に必要な装備資機材を先行配備するなどの支援体制の強化が急務である。

また、民間企業が保有する重機及びオペレーターを、全国から被災地に迅速に派遣するため、民間との協定締結を全国化するほか、災害発生時における警察車両用燃料の確保、衛星通信車及び衛星携帯電話の増強配備による通信手段の確立、並びに原子力災害対策に精通した人材を育成するなどの対策が急務である。
- 2 東日本大震災では、発災後、本県内においても多数の信号機が滅灯し、交通の安全と円滑な通行に多大な影響が出たほか、信号機の滅灯対策のため、多くの警察官が交通整理に従事したことから、街頭犯罪抑止活動といった警察活動が十分に確保できない状況となった。

現在信号機の滅灯対策としては、常設式自動発動発電機や可搬式発動発電機の整備を進めているが、常設式自動発動発電機については、停電した際に自動的にエンジンが始動し、送電を開始するまで約30秒を要し、その間は信号機が滅灯するなどの弊害がある。

また、可搬式発動発電機については、警察署等から滅灯した信号機の場所まで搬送し、発電中も警察官が現場において対応にあたらなければならないなどの弊害がある。

したがって、停電時においても滅灯しないリチウムイオン電池式電源付加装置を備えたソーラー信号機等の整備を推進していく必要がある。

また、東日本大震災では、被災県において、津波により信号制御機が浸水し、信号機の機能を失う事態が認められたため、信号制御機の設置位置については、高所に変更し、津波に対応できる信号機の整備を推進する必要がある。

(神奈川県担当課：警察本部危機管理対策課、交通規制課)

【提案項目】

DNA型鑑定の処理能力を向上し、検挙力を強化するため、次の措置を講じること。

- 1 DNA抽出装置の配備
大量一括自動化システムを構築するため、同システムの主要構成機器であるDNA抽出装置の配備
- 2 試薬、採取機器等の増配
DNA型鑑定に必要な試薬、採取機器及び消耗品類の増配

【提案理由等】

DNA型鑑定は、指掌紋と並んで高い精度で個人を識別できる捜査手法として、近年、犯罪捜査に積極的に活用され、極めて高い効果を上げている。

DNA型鑑定数のうち、データベース登録のために実施する被疑者資料の鑑定数（以下、「被疑者資料数」という。）は年々増加しており、平成24年に実施した被疑者資料数は、平成20年と比較すると約2.3倍に増加している。さらに、本年3月末までに実施した被疑者資料数についても、既に前年の約6割に達していることから、このまま推移すると、本年末には前年の2.4倍（約1万4千件）となる見込みである。

- 1 現在配備されているDNA型鑑定機器の処理能力は年間約6,000件であることから、処理能力を超えることが確実で、平成24年度補正予算により、DNA型鑑定の大量一括自動化システムを実現するための支援装置の一部が配備される予定であるが、主要構成機器であるDNA抽出装置が不足している。
- 2 今後増加が予想されるDNA型鑑定数に対応するため、DNA抽出装置の配備と、DNA型鑑定に必要な試薬、採取機器及び消耗品類の増配が必要である。

過去5年間の被疑者資料数



※被疑者資料：被疑者から採取した口腔内細胞及び血液（平成23年以降は犯罪鑑識官扱いのものを含む）

33 街頭防犯カメラの設置に関する支援の強化

提出先 経済産業省

【提案項目】

公共空間への街頭防犯カメラの設置を促進するため、更なる財政的支援の充実を図ること。

【提案理由等】

街頭防犯カメラは、設置されているだけで犯罪を企てる者にその犯行を躊躇させるなど、犯罪の抑止効果が認められるほか、昨今の事件捜査において、被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手段となるなど、犯罪被害防止や犯罪発生時の的確な対応に極めて有効である。本県では、住宅街や商店街などの公共空間への街頭防犯カメラの設置を促進しており、犯罪多発地域の設置密度を高めていくことが、喫緊の課題となっている。

街頭防犯カメラの設置には、設置に伴う初期費用や管理・運用のための費用など、多くの負担が必要であり、街頭防犯カメラの設置を検討している自治会や商店街等にとって、設置の阻害要因となっている。

現在、国では、商店街まちづくり事業（経済産業省所管）の地域整備事業の一環として、設置費用の助成制度を整備して、街頭防犯カメラの設置を促進しているが、街頭防犯カメラ設置に特化した助成制度を設けるなどの財政的支援を更に充実させて、公共空間への街頭防犯カメラの設置促進を図る必要がある。

34 自動車ナンバー自動読取装置の拡充整備

提出先 警察庁

【提案項目】

初動捜査の高度化、犯罪追跡可能性の拡充を図るため、自動車ナンバー自動読取装置を増設すること。

【提案理由等】

本県は首都圏道路網の南側に位置し、国道や市町村道、高速道路が、隣接都県を結ぶように整備されており、これらの道路網が県民の生活基盤を支えている。

一方、重要犯罪や組織的犯罪等の犯罪者は、この首都圏の道路網を利用して、自動車で短時間に高速で移動して、広域に犯罪を敢行している。

自動車ナンバー自動読取装置は、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する装置で、最新技術を用いた捜査の一手法として、従前の捜査方法では被疑者の検挙に至らない自動車盗や自動車利用犯罪の被疑者の検挙に寄与しており、第一線の警察活動を支援するシステムの中核をなしている。

しかし、本県の自動車ナンバー自動読取装置の整備状況は、首都圏の他の都県と比較すると遅れており、未だ十分に整備されていないことから、国において、車両を利用した犯罪者の追跡を可能とする自動車ナンバー自動読取装置を、早急に増設する必要がある。

(神奈川県担当課：警察本部刑事総務課)

35 事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりの推進

提出先 財務省、警察庁

【提案項目】

交通事故のない安全で快適な地域社会を実現するため、白バイの増強配備を図るとともに適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

平成24年中における全国の刑法犯認知件数は1,382,121件（前年比－6.7%）、交通事故発生件数665,138件（前年比－3.9%）、交通事故死者数 4,411人（前年比－5.4%）、本県の刑法犯認知件数は76,511件（前年比－10.7%）、交通事故発生件数37,049件（前年比－4.5%）、交通事故死者数179人（前年比－0.6%）となっており、指数治安は改善されている。

しかしながら全国では、いまだ年間4,500人近い方が交通事故の犠牲となっているほか、政府が示した「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」（内閣総理大臣談話）という目標を達成するため、更に効果的な交通死亡事故抑止対策を推進する必要がある。

また、本県の昨年の二輪車乗車中の死者は59人であり、全死者に占める構成率は33%と全国平均の約2倍と高く、さらには、二輪車を利用したひったくり等の街頭犯罪が多発する実態にある。

よって、これらの厳しい治安情勢の下、国民の体感治安を向上させ、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、交通事故抑止だけでなく、街頭犯罪抑止・検挙対策にも効果を発揮し、機動力と威嚇力の双方を兼ね備えた白バイを、横浜水上警察署を除く全警察署に複数配置するとともに、適切な財源措置を講じる必要がある。

【提案項目】

災害等の発生時における捜索、救助及び情報収集体制を確保するため、警察用航空機の増機の措置を講じること。

【提案理由等】

本県の警察用航空機は5機体制（中型機3機（うち県政用務機1機）、小型機2機）であったが、神奈川県から委託を受けて県警察が運用していた県政用務機については、県による保有、管理等の見直しがなされ、平成23年7月に廃止されたため4機体制（中型機2機、小型機2機）となった。

警察用航空機は、通常のパトロール活動のみならず、東日本大震災における津波被害や交通網の寸断等により地上の移動手段が確保できない場合の情報収集、捜索、救助活動に大きな実績を示したほか、県内の山岳遭難、水難救助活動等においても必要不可欠の装備である。

県政用務機が廃止されたことにより、救助活動への対応能力が高い中型機が2機体制となったことから、航空機ごとに実施する法定点検（点検の種類により、一機あたり約40日ないし約120日を要する。）の実施時期が重複する場合には、相当期間にわたって中型機の運用ができず、情報収集、捜索、救助活動の出動要請に対応できない状況が生じている。

今後、南海トラフ巨大地震、東海地震等の発生の切迫が指摘されるところ、県民の安全を確保するため、中型機の体制が減少し、捜索、救助及び情報収集体制が弱体化した現状は極めて憂慮すべき事態であることから、県政用務機に代わる警察用航空機（中型機）の増機が必要である。

【提案項目】

警察官の増員の措置を講じること。

【提案理由等】

平成24年中における全国の刑法犯認知件数は1,382,121件（前年比－6.7%）、交通事故は665,138件（前年比－3.9%）、死者数4,411人（前年比－5.4%）と減少し、いずれも平成15年以降は減少傾向で推移しているものの、社会情勢の変化が著しい昨今、情報通信技術の発展に伴うサイバー犯罪の深刻化、暴力団による犯罪の凶悪化、国際テロ情勢の悪化、来日外国人による犯罪の発生、司法制度改革、重要凶悪事件の公訴時効の廃止・延長など、新たな治安課題に迅速かつ的確に対処することが急務となっている。

一方で、平成24年8月に実施した県民意識調査においては、東日本大震災の発生を受け、各種防災対策が懸念されているにもかかわらず、県行政を進めていく上で力を入れて取り組んで欲しい分野は、「防災対策」を抑えて「治安対策」が4年連続で第一位となり、県民が治安対策の一層の強化による更なる治安の向上を切望していることが査証された。

地方自治体がこれまで以上に治安対策を強化し、新たな治安課題に迅速かつ的確に対処していくため、各都道府県における治安情勢や財政状況等の現状を的確に把握し、各地域の治安情勢に応じた人的基盤の整備及び各種治安対策が実現できるよう、実情に応じた財政支援等を積極的に行うことが必要である。

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

1 地方消費者行政の充実強化への支援推進

現在「地方消費者行政活性化基金」を活用し、消費者行政の充実強化に取り組んでいるところであるが、平成25年度が時限となっている同基金を当面継続するなど、地方公共団体の負担を軽減し、地方消費者行政が着実に進展するような措置を講じること。

2 P I O-N E T（パイオネット）による負担の軽減

現在、「P I O-N E T」の見直しが行われているが、見直し後のシステムについては、より一層の効率化を図るとともに、必要な経費についても、地方公共団体の負担が生じないように検討を行うこと。

【提案理由等】

- 1 「地方消費者行政活性化基金」により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、今はその途上にある。現下の県及び市町村の財政状況等を踏まえ、今までの取組をより確実に根付かせ、後退させないために同基金の継続など、地方公共団体の負担を軽減し、地方消費者行政が着実に進展するような措置が必要である。
- 2 国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム「P I O-N E T（パイオネット）」の情報は、国の法執行や国の消費者行政の企画・立案等に活用される中、消費者庁のみならず、その他関連府省等からのニーズも高まっている。それに伴い、「P I O-N E T」の入力に係る事務負担が増大していることから、見直し後のシステムについては、入力作業の負担軽減など一層の効率化が必要である。また、必要な経費についても引き続き、地方公共団体に負担を求めることなく、国及び国民生活センターにおいて全額負担する必要がある。

【提案項目】

事業継続計画（BCP）について、中小企業のBCP策定の推進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 専門家養成課程のカリキュラムに関する全国的標準モデルの作成及び普及
BCP策定の指導助言ができる専門家養成課程のカリキュラムに関する全国的標準モデルを作成し、普及を図ること。
- 2 モデル事例の情報発信
BCP策定の参考となるモデル事例の全国に向けた情報発信を行うこと。

【提案理由等】

平成23年の東日本大震災を契機として、「事業継続計画（BCP）」策定の重要性が高まっている中、中小企業庁では、策定運用指針や様式集を公開しているが、マニュアルやひな型だけでは作成できない中小企業が多いのが現状である。

加えて、東日本大震災では、広域にわたるサプライチェーンの寸断による部品不足の影響で、多くの企業が操業の中断を余儀なくされたことから、自社に限らず部品や原材料メーカー等も含めたBCP策定や、他県の同業種企業との連携を考慮することなどが求められている。

こうした状況の中、中小企業のBCP策定を効果的に進めるためには、BCP作成の専門家による指導や、参考となるモデル事例の情報発信を全国的に行うことが必要である。

- 1 本県をはじめ、専門家の養成を独自のカリキュラムにより実施している都道府県がある中で、広域にわたるサプライチェーンを含めた中小企業のBCP策定指導を効果的、効率的に進めるためには、指導体制の標準化が重要である。

そこで、国において、BCP策定の指導助言ができる専門家養成課程のカリキュラムに関する全国共通のモデルを作成することで、各都道府県のBCP策定指導の標準化を図る必要がある。

- 2 中小企業におけるBCP策定には規模や業種によって様々な形があり、中小企業がBCPの策定を行う上で、参考となるモデル事例が少ないことが、策定の進まない原因の一つとなっている。さらに、「中小企業BCP策定運用指針」に示されている遠方の企業との連携を考慮した場合、BCPに対する認識やBCP策定が全国的に浸透することが求められる。

そこで、国は都道府県と連携し、中小企業のBCP策定の事例を取りまとめ、全国へ向けたモデル事例の情報発信に取り組むことで、より一層の普及を促すことが必要である。

【提案項目】

地域経済を担う小規模企業の経営力強化を促すため、小規模企業者等設備導入資金助成制度が廃止された後も、設備投資を経営面と金融面から一体的に支援できる制度を創設するとともに、同制度の廃止に伴い、地方に財政負担が生じないよう配慮すること。

【提案理由等】

本年6月に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」が公布され、小規模企業が設備を導入するために必要な資金を無利子や低利で貸し付ける「小規模企業者等設備導入資金助成制度」が、平成26年度末をもって廃止されることとなった。

本制度は、資金基盤が脆弱な小規模企業を対象としており、金融面からの支援だけでなく、貸付け等を実行する中小企業支援センターが設備投資に関する助言を行うことで、経営面からも支援する重要な施策である。

本県においては、本制度による平成24年度の貸付け等実績額が平成23年度比で約138%となり、今年度も既に多くの申請があるなど、小規模企業からの需要は依然として高い。

本制度が廃止された後も、経営基盤が脆弱な小規模企業の経営力強化を地方が積極的に支援していくためには、費用負担を現行程度に抑えながら、小規模企業が設備の高度化や近代化を推進できる制度を国が創設する必要がある。

また、本制度の廃止後には、地方は、貸付金のうち国が負担する分として受け入れた補助金を返還することとなるが、時効の援用により不納欠損処理を行った場合など、法令により適正に処理した債権については、地方財政を悪化させないためにも、返還義務の免除が必要である。

41 農林水産統計年報の拡充

提出先 農林水産省

【提案項目】

農林水産統計年報において公表されている市町村別のデータは、現在、全国統一基準調査項目の一部に限られているため、調査内容について整備拡充すること。

【提案理由等】

国の統計調査による都道府県別「農林水産統計年報」は、平成19年版より国の施策等の推進上不可欠なものに調査内容が限定されている。国作成のデータは収集したデータを補足率で補正しており、客観性の高い基礎資料として利用価値が高い。また、農畜産業振興事業を推進する上で、全国統一基準調査での市町村別データは必要不可欠なものであるため、調査内容の整備拡充が必要である。

○全国統一基準調査でのデータが必要な調査、事業等

①生産振興の企画・立案

農畜産物の生産振興のための事業等企画・立案実施時に使用するデータは、各都道府県が独自に把握している統計資料に限られている。

②作物・家畜の災害調査

広域にわたる地震、気象、火山等の災害発生時には、各都道府県ごとに被害金額を公表している。この算定根拠も各都道府県が独自に把握している統計資料によるものに限られている。

【提案項目】

飼料価格の高止まりや畜産物価格の低下等に対して、畜産業の経営維持・安定を図るため、次の措置を講じること。

- 1 経営安定対策事業の充実と酪農経営を対象とした新たな事業の実施
既存の経営安定対策事業について、永続的に再生産可能な所得が確保できるよう制度の充実を図ること。また、酪農経営について、現在実施している肉用牛肥育安定対策事業と同様の新たな経営安定対策事業を実施すること。
- 2 酪農ヘルパー事業に対する助成事業の創設
酪農ヘルパー制度の永続性・安定性確保を図るための事業を実施すること。
- 3 家畜伝染病による死亡家畜の処理に対する国の支援
口蹄疫等家畜伝染病の防疫措置が円滑に進むよう、都市近郊での発生時における死亡家畜の焼埋却に対しても、積極的な態勢整備を行うこと。

【提案理由等】

世界的な経済事情等を反映して大きく変動する配合飼料価格の長期高止まりや景気の低迷等を背景とした畜産物価格の低下が、畜産経営を圧迫している。また、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫では約29万頭の家畜が処分され、防疫対策の検証等を踏まえた結果、平成23年4月に家畜伝染病予防法が改正された。今後、我が国における畜産業が、飼料価格や畜産物価格の変動等に左右されることなく、将来にわたり維持・発展していくために、永続的に再生産可能な所得が確保できる経営安定制度の充実・新設とともに、口蹄疫等の防疫措置を円滑に進めるために、上記措置を講じる必要がある。

- 1 畜産経営安定対策事業について、再生産可能な所得が永続的に確保できるよう、生産者負担金や補てん割合等を見直す事により制度の充実を図る必要がある。また、酪農経営について、北海道に比べて粗飼料自給率が低く飼料価格変動の影響を受けやすい都府県に向け、肉用牛肥育経営安定特別対策と同様の経営安定対策事業を実施する必要がある。
- 2 酪農経営は飼料価格の高騰などにより厳しい状況にあり、周年拘束性の緩和を図るために創設された酪農ヘルパー制度を運営するための財政基盤は、依然として脆弱である。一方、酪農ヘルパー円滑化対策事業は平成25年度で終了することとなっている。引き続き酪農ヘルパー制度の永続性・安定性の確保を図るため、平成26年度に酪農ヘルパー組合に対する助成事業を創設する必要がある。
- 3 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の重要な家畜伝染病の発生に際し、死亡家畜の焼埋却が的確かつ迅速に実施されるよう、国として都市近郊でも利用可能な小規模移動式レンダリング装置の試作機を製造し、家畜防疫態勢の充実のため、機械を稼働して出た生成物の処理までを含めた助成事業を創設する必要がある。

43 都市農業と関連する税制度の見直し

提出先 国税庁、農林水産省

【提案項目】

都市農業の持続的発展を図るため、次の税制度の見直しを検討すること。

- 1 市民農園開設のための農地利用に係る相続納税猶予制度の適用
公益的な機能を発揮している市民農園の開設のために農地を供する場合には、相続納税猶予の適用対象とすること。
- 2 農業用施設用地に係る相続納税猶予制度の適用
温室や畜舎などの農業用施設用地についても、農地と同様に、新たに相続納税猶予制度の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 市民農園は、都市住民のニーズが高く、都市住民の保健休養の場の提供など農地の持つ多面的機能を発揮していることから、農業生産の場である農地とともに、多様なニーズに即した農地の保全・有効利用施策として推進していく必要がある。
- 2 また、地価の高い本県において、農業の持続的発展を図るためには、土地を高度に活用するための新たなシステムや技術を取り入れた施設利用型農業経営の推進が必要不可欠であり、相続納税猶予制度の対象拡大が必要である。
畜産経営においては基本的経営基盤として畜舎等施設整備が必須であり、この施設用地が相続納税猶予制度の対象にならないことから経営継承の妨げとなっているため、園芸用施設用地とともに対象拡大が必要である。
市街化調整区域内の農業用施設用地については、平成12年度の「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正で一定の対応はなされているが、市街化調整区域であっても、本県の場合は地価が高いので、相続納税猶予制度の対象拡大が必要である。また、市街化区域内の農業用施設用地についても同様に配慮が必要である。

■相続納税猶予制度の適用状況(H24)

納税猶予制度適用面積	耕地面積	納税猶予制度適用割合
2, 536. 0ha	20, 100ha	12. 6%

■特定農地貸付法及び市民農園法に基づく県内市民農園の直近の応募状況(H24.3)

都市住民の農業にふれあいたいというニーズが高まっているが、市民農園の数は不足している。

募集区画数	応募者数	不足区画数
4, 599区画	6, 575人	1, 976区画

■農業振興地域内における農用地面積に対する農業用施設用地の割合(H23.12)

農用地面積	農業用施設用地面積	農業用施設用地面積割合
18, 297ha	234ha	1. 3%

■平成12年度「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正

市街化調整区域内の農業用施設用地については、農地であるとした場合の価格に施設用地とするのに必要な造成費等を加えた価格で評価するとされた。(改正前は、宅地評価)

(神奈川県担当課：環境農政局農政課、農地保全課、畜産課)

44 自己使用のために生産する肥料等の自粛見直し

提出先 農林水産省

【提案項目】

農業生産者が自己使用のために生産する肥料等（腐葉土及び剪定枝堆肥など）の使用自粛を解除するため、次の措置を講じること。

- 1 都県ごとの放射性汚染実態の把握による細やかな対応
現在、本県を含む17都県が一律に自粛等の対象となっているが、各都県の放射性物質による汚染状況のレベルが異なるため、都県ごとに肥料等の放射性物質による汚染実態を把握し、細やかに対応すること。
- 2 自粛解除の考え方等の提示
自粛を指導されている農業生産者が自己使用のために生産する肥料等（腐葉土及び剪定枝堆肥など）の自粛解除の考え方や手順等を示すこと。

【提案理由等】

- 1 国は空間放射線量率が平常時の範囲を超えた17都県を対象に農業生産者が自己使用のために生産する肥料等の自粛を指導しているが、17都県の放射性物質による汚染状況は、例えば農用地土壌の放射性セシウム濃度から推定しても一律ではないと考えられることから、都県ごとの放射性汚染実態の把握による細やかな対応が必要である。
- 2 県内の農業生産者が農産物の生産のために腐葉土や剪定枝堆肥などを使う場合、自己使用のために肥料等の生産ができないため、暫定許容値（400ベクレル／kg）を超えていないことが確認された肥料等を購入しており、経費を圧迫している。特に、化学肥料を使用せず、地域の有機質資材を有効利用した栽培に取り組む有機農法実践者においても、肥料等を購入せざるを得ない状況であることから、早期に地域の有機資材を利用した堆肥の製造が可能となるよう、放射性物質の推移について実態把握を進めてほしいとの要望がある。今後こうした状況が続く場合、県内農業者の生産意欲の減退につながりかねない。
また、農業は剪定枝や落ち葉、刈草などの有機性廃棄物の物質循環を有効活用して行くことが望ましい形であり、本来あるべき姿を目指すためにも、自己使用のために生産する肥料等の生産自粛の解除に向けた取組が必要である。

45 県産木材の利用の促進

提出先 林野庁

【提案項目】

森林整備加速化・林業再生基金事業について、県産木材の利用を促進するため、継続的な事業として平成27年度以降も予算措置すること。

【提案理由等】

公共建築物等木材利用促進法が平成23年度に制定され、現在、本県においても、国の平成24年度第1次補正予算で成立した「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、公共建築物での県産木材の利用を促進している。

神奈川県では、引き続き木造公共施設や木材加工流通施設の整備を計画しているところであり、特に、木造公共施設は木材の使用量が多く、かつ、PR効果が非常に高いものである。しかしながら、公共施設整備は計画から完成までに長期間を要するため、平成26年度までの時限事業では活用できないケースが生じている。こうしたことから、平成27年度以降においても、事業の継続が必要である。

【提案項目】

地域若者サポートステーション事業を充実強化するため、次の措置を講じること。

- 1 委託期間の複数年度化
国からの委託期間を複数年度に改めること。
- 2 支援事業への財源措置
ジョブトレーニングなどの支援事業について財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 地域若者サポートステーションの運営は、毎年、国が企画競争入札を実施して受託団体が選定されており、国から単年度で委託されている。

しかしながら、受託団体からは、相談を担当する職員が短期雇用になってしまうことや、中・長期的な事業計画が立てられないなどの声が寄せられており、安定的な組織体制を構築するため、委託期間を複数年度に改める必要がある。

2 若年者人口の減少にもかかわらず、フリーター、ニートの若者の数は依然として高い水準にあることから、国では、地域若者サポートステーション事業の充実・強化を図り、平成25年度は、支援対象や拠点数の拡充に取り組んでいる。

その中で、ジョブトレーニングなどの支援事業は、地域の実情に応じて実施する事項として地方自治体が予算措置すべきとされているが、職業的自立を促進していくためには、全国の地域若者サポートステーションにおいて必ず実施すべき事業であるため、国において所要経費を措置する必要がある。

フリーター・ニート数の推移（全国）

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
フリーター	170万人	178万人	183万人	184万人	180万人
ニート	64万人	63万人	60万人	61万人	63万人

- ・資料：労働力調査（総務省統計局）
- ・フリーター：15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、次の①～③を合計した者。
 - ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者
 - ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 - ③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者
- ・ニート：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

47 障害者の雇用促進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者の雇用の拡大を図るため、次の措置を講じること。

- 1 障害者就業・生活支援センターの充実
障害者就業・生活支援センターにおける実施体制の充実を図ること。
- 2 試行雇用奨励金の支給対象の拡大
試行雇用奨励金の支給対象を無料職業紹介事業による場合にも拡大すること。

【提案理由等】

- 1 障害者就業・生活支援センターについては、国は全ての障害保健福祉圏域へ設置することを目指しており、本県においては、既に8圏域全てに設置されている。
同センターの就業支援に関しては、担当者2名の配置を基本に圏域の人口規模等を勘案し加配されることとなっており、一部のセンターについては、既に各1名が加配されているところである。
しかしながら、人口規模の大きい本県においては、同センターが圏域の障害者就業支援を担っていくには未だ不十分であるため、同センターへの加配を促進するなど実施体制の充実を図ることが必要である。
- 2 障害者の業務遂行可能性や適性等を見極めるために一定期間試行雇用（トライアル雇用）として、公共職業安定所に求職申込をしている者を公共職業安定所の紹介により雇い入れた事業主に対しては、国からの給付金である試行雇用奨励金が支給される。
しかしながら、神奈川県障害者就労相談センターが行っている職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業による場合は、試行雇用奨励金の支給対象外となっているので、トライアル雇用を活用した障害者の雇用促進を図るため、支給対象とすることが必要である。

【提案項目】

安定した雇用の実現に向けて、次の措置を講じること。

- 1 公労使による労働市場流動化施策の検討
産業競争力会議等で検討されている、勤務地や職務を限定した新しい正社員制度の普及や、解雇規制の見直し等を含めた労働市場流動化施策の検討に当たっては、労働契約法改正の議論の経緯を踏まえるとともに、労働政策審議会等においても十分議論をしながら進めること。
- 2 最低賃金に係る中小企業支援策の拡充
最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援策については、全ての都道府県の中小企業について支援対象となるよう支援策の拡充を図ること。
- 3 公契約に関する法律整備に係る研究の推進
公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件を確保するため、公契約に関する法律整備に係る研究を進め、その経過や結果を公表すること。

【提案理由等】

- 1 産業競争力会議等では、勤務地や職務・職種を限定した新しい正社員制度の普及や、金銭解決を含めた解雇の手続きのルール化等、労働市場の流動化案について検討されている。このような制度は、若年者等の就業機会の拡大や、一人ひとりの希望に応じた多様な働き方及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた政策として期待できる一方で、不安定な就労がさらに拡大し、解雇等による生活不安のリスクが高まることも懸念される。平成25年4月に改正された労働契約法では、無期労働契約への転換等がルール化されたが、有期契約社員やパートタイム労働者の雇用の安定をいかに図るかが議論となっており、正社員と同等の業務を行っている有期契約社員が無期契約に転換した際の正社員との処遇の格差等、新たな問題も指摘されている。新しい制度の導入や法改正等については、こうした議論の経緯を踏まえるとともに、労働政策審議会等においても公労使の議論を十分にしながら検討を進める必要がある。
- 2 平成23年度より新たに設けられた、最低賃金の引上げに伴う個別企業に対する支援制度は、地域別最低賃金が720円以下の県の中小企業のみが対象となっているが、現下の厳しい経済情勢の下、720円を超える都道府県の中小企業においても最低賃金遵守のため、これまで努力をしてきたところである。今後、最低賃金の更なる引上げに当たっては、全ての都道府県の中小企業が支援対象となるよう支援策の充実を図る必要がある。
- 3 本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないよう、労働団体等より公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。これを受け、庁内で研究会を設置し、検討を進めているが、広範囲で同様の賃金水準が設定されなければ、業界全体の改善につながらないなど、その実効性等が課題となっている。国においても公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する法律整備に係る研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが必要である。

(神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課)

【提案項目】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、次の措置を講じること。

- 1 仕事と生活の両立に関する施策の一層の強化
労働者が育児休業、介護休業や短時間勤務などの諸制度を活用しやすくするための環境整備に向け、企業の自主的な取組を促す支援策を工夫するなど、仕事と生活の両立に関する施策を一層強化すること。
- 2 育児・介護休業法の改正等
今後、家族に要介護者を抱える労働者の大幅な増加が予想されることから、より実効性のある「仕事と介護の両立」支援に向けて、労働者がより利用しやすい制度の内容となるよう、育児・介護休業法の改正を行うこと。併せて、介護休業中の賃金について法制度による補償を検討すること。

【提案理由等】

生産年齢人口が減少する中、本県では、全国と比較して長時間労働者が多い上、出産・育児により離職する女性労働者の割合が高いことなどから、誰もが働きやすい職場環境の整備が大きな問題になっている

- 1 国では育児・介護休業法の改正など法整備が進められ、企業等でもワーク・ライフ・バランスに関する制度の導入が進んできているが、例えば男性の育児休業取得率は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための行動指針における目標値（2020年で13%）に対し、1.89%と低い状況にある。このように、未だ制度の活用が十分に進んでいるとはいえないことから、今後も引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりを一層進め、仕事と生活の両立を図っていく必要がある。

そのため、企業の経営層への働きかけを積極的に行うとともに、両立支援制度の整備や長時間労働の削減など、企業における働きやすい職場環境づくりに向けた取組状況の「見える化」の促進や、取組のメリットを具体的に周知するなど、企業の自主的な取組を更に促す支援策の工夫が必要である。

- 2 団塊世代の高齢化により、要介護者や家族に要介護者を抱える労働者が増加し、介護理由の離・転職者の大幅な増加が懸念されることから、より実効性のある「仕事と介護の両立」に向けた支援を行うため、介護休業（介護休暇）の時間単位の取得、「常時介護が必要な状態」の要件の緩和及び介護の多様な状況を踏まえた利用可能日数・利用回数の制限の緩和等、労働者がより利用しやすい制度の内容となるよう、育児・介護休業法を見直し、法改正を図る必要がある。

また、介護休業中の賃金について、賃金補償は明確に法定されておらず、雇用保険からも一定の要件の下での支給のため、介護休業取得が進まない大きな要因となっていることが想定できることから、育児・介護休業法のみならず、法制度全般を通して賃金補償について検討が必要である。

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置

高齢者や障害者等の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用を援助するため、成年後見制度の利用負担に係る支援の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業における財源措置

日常生活自立支援事業における財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

サービスの質の向上の取組を促進し、利用者のサービス選択を支援する福祉サービス第三者評価の普及、定着を図るため、国においても広域的な啓発、事業者に対する受審誘導策などの積極的な取組を行うとともに、各都道府県に対し必要な支援を行うこと。

4 級地区分の見直し

保育所運営費及び介護保険における地域区分並びに生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

5 生活保護制度の見直し

生活保護制度に対する国民の信頼に応え、生活困窮者が生活保護に至る前に自立が可能となるよう、第183回国会において廃案となった生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法の早期成立と制度の整備を図ること。

6 貧困の連鎖にかかわる子どもへの支援

貧困の連鎖にかかわる子どもへの支援について、次の措置を講じること。

- (1) 生活保護世帯の子どもの健全育成に対する支援について、引き続き全額国負担による財源措置を講じること。
- (2) 各市町村教育委員会や学校等と協力、連携が促進されるよう、文部科学省等関係府省と個人情報の取扱いや学習支援の実施について、あらかじめ連携促進を申し合わせること。
- (3) 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が卒業後の進学等のためにアルバイト収入を積み立てる場合は、収入として認定しない取扱いとすること。

7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化される見込みであるため、必要なケースワーカーの増員を図れる仕組みを構築すること。

また、ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援が行えるよう、国で一体的に効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

8 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に替わり貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

9 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設置

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

【提案理由等】

- 1 成年後見制度の利用促進のため、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対する支援が必要である。平成18年度より介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者自立支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬の支払いが支障となって、申立てを行うことができないケースが認められることから、費用についての財源措置の充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）における生活支援員を派遣する場合の利用料については、生活保護受給世帯は無料または免除としているが、住民税非課税世帯についても、本事業によるサービスを必要とする人が利用できない事態が生じないよう財源措置が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県において推進体制を整備し、その普及に取り組むこととされ、本県においても、推進組織を設置しているところである。しかしながら、介護サービス情報の公表の義務化や、指導監査など福祉サービス事業者の負担感が重いなど十分に受審が進んでいない状況である。各都道府県単独の取組には限界があるため、国においても、第三者評価の必要性についての意識醸成や、制度間の整理、事業者に対する効果的な受審誘導策など、積極的かつ総合的な取組が必要である。
- 4 保育所運営費、生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
- 5 生活保護制度の見直しについては、生活困窮者対策とともに総合的に取り組むこととされているが、第183回国会では生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法が廃案となった。生活保護制度に対する国民の信頼に応え、生活困窮者が生活保護に至る前に自立が可能となるよう第2のセーフティネットの整備に向け、今回廃案となった両法案を早期成立させること。また、円滑な事業実施に向けて、法案中に省令で定められるとされている事項については、早期に内容を明らかにすべきである。
- 6 (1) 生活保護世帯のこどもの健全育成支援については、第183回国会において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、国等の責務を明らかにしながら対策の総合的な推進が図られることとなった。単に学習支援のみならず、子どもの居場所づくりや世帯への子育て支援など、世帯に対する総合的な支援が不可欠であり、そのことが、生活保護世帯全体の自立にも大きくかかわることから、生活保護世帯の子どもに対する支援については、引き続き全額国負担による財源措置を講じる必要がある。
(2) 子どもの支援には、教育との連携が不可欠であり、支援の実施がよりスムーズに行われるよう関係省庁間での申し合わせが効果的である。

- (3) 現行制度では、高等学校等に就学中のアルバイト等の収入については、高等学校就学費の支給対象とならない経費で就学のために必要な最小限度の額（修学旅行費、クラブ活動費等）のみ収入認定除外となっているが、貧困の連鎖を防止し、子どもの自立を助長するためには、進学するために積み立てるアルバイト収入は収入認定から除外するべきである。
- 7 生活保護受給世帯数が過去最高を更新し続けている中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査や決定事務などに追われ、本来のケースワーク業務が行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある。さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策が、より強化される見込みであることを踏まえ、必要なケースワーカーの増員については、国において必要な財源措置を講じる必要があるほか、法改正による標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要である。
- また、ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまで、各自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力自体も過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。
- 8 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度による償還は、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することになるが、競売による債権回収は、当該回収に係る費用が高額になる場合がある。
- また、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、本件不動産の処分その他の契約費用は都道府県社協が負担（事務費として、国が1/2、都道府県が1/2を負担）するものとされている。本制度は対象が、要保護者世帯であることを鑑み、国は生活保護制度同様の費用負担とすべきである。
- 9 社会福祉法人の所轄庁は、法人の活動区域が一つの政令指定都市または中核市にとどまる場合は、大都市特例により、当該政令指定都市または中核市の長となっており、社会福祉施設の設置認可、検査等についても同じ扱いとなっている。しかしながら、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては地方自治体では都道府県のみが補助主体とされているため、同制度についても大都市特例を設け、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、他の社会福祉法人及び社会福祉事業に関する制度と整合を図ることが必要である。

51 補装具費の対象拡大

提出先 厚生労働省

【提案項目】

補聴器について、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児についても医師が必要と認める場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となるよう対象範囲を拡大すること。

【提案理由等】

難聴の程度が軽度・中等度であっても、早期から適切な補聴がなされないと言語の習得やコミュニケーション能力の向上等に影響が生じるため、補聴器を装用するなどの対策が有効とされているが、補聴器が高額で保護者の経済的理由により装用できない場合があることから、医師が認める場合は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても補聴器を補装具費の支給対象範囲とすることが必要である。

【提案項目】

ホームレスの自立を支援等するため県及び市町村における施策が効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

1 ホームレスの自立支援施策の推進

ホームレスが増加しないよう、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策について、引き続き全額国負担による財源措置を講じること。

2 無料低額宿泊事業の法令上の明確化

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業について、届出を促進する観点から、対象事業の範囲を、実態に則し、法令上で明確にすること。また、入居者の適正な処遇を図る観点から、設備及び運営の基準等の基本的事項を法令上で明確に位置付けること。

【提案理由等】

1 ホームレス問題は国の責任の下で解決すべき問題であり、依然として厳しい雇用環境が続いているため、引き続き、解雇された非正規労働者などホームレスとなるおそれがある人たちへの効果的な生活支援施策を講じる必要がある。

2 生活保護受給者が居住する宿泊施設は増加傾向にあるが、無届けのまま運営されている施設も多く、行政の指導が及ばないため、適正な運営が確保できていない状況にある。ホームレスを対象とした施設に対しては、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業としての届出を働きかけているが、法令上で事業の概念が明確となっていないため、部屋を貸しているだけであって無料低額宿泊事業ではないと抗弁された場合に対応が困難となっている。

また、法令上設備及び運営の基準がなく、県としてガイドラインにより指導を実施しているものの、法的拘束力がないため、限界がある。

このため、無料低額宿泊事業について、法令上の措置が講じられる必要がある。

【提案項目】

シックハウス対策を推進するため、シックハウス症候群の原因になりうる化学物質に関して、室内濃度指針値が設定されている現在の13物質以外についても、指針値を設定すること。

【提案理由等】

シックハウス症候群の主要な原因である化学物質については、平成14年2月までに13物質の室内濃度指針が設定されているが、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告書その4」（平成14年1月22日）の中で継続して検討が必要な物質が示されていることから、これらの化学物質についても検討を進め、室内濃度指針値を設定する必要がある。

【提案項目】

自殺対策のより一層の充実を図るため、地域自殺対策緊急強化基金事業の終了後も地方自治体が事業を継続して実施できるよう、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自殺対策事業は、社会的要因も踏まえた問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見、早期治療など総合的に取り組む必要があり、その取組は中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。

自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされていることから、地域自殺対策緊急強化基金（平成21～25年度）の終了後も引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための財源措置が必要である。

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の方が安心して検査や治療を受けられるよう、次の措置を講じること。

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする方が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む方に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

都道府県、政令指定都市、中核市では、高額な治療費がかかる特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、治療費に要する費用の助成を行っているが、申請件数が年々大幅に増加しており、財政状況が厳しい中、予算確保に苦慮している。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度からは、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところであるが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、更に国において不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

妊娠4か月未満で亡くなった胎児の取扱いについて、妊娠4か月以上の胎児と同様に尊厳を持って取り扱われるよう、法令により規定すること。

【提案理由等】

「墓地、埋葬等に関する法律」や「死体解剖保存法」、「医師法」、「刑法」（以下「各法」という。）などでは、妊娠4か月以上で亡くなった胎児を死体として、あるいは死体に準じるものとして扱っている。

一方、妊娠4か月未満で亡くなった胎児の扱いについては、平成16年に医療機関が胎児を不法に投棄した事件を契機に、平成16年に厚生労働省から、「妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について」通知（平成16年10月12日付け雇用均等・児童家庭局母子保健課長）があり、その中で、「中絶胎児については、妊娠4か月未満であっても、社会通念上、丁重に取り扱うことが必要である」として、次の3つの取扱い方法が示された。

- (1) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が医療機関から妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を廃棄物とは別に収集し、許可を受けた処理場で焼却する。
- (2) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を収集し、火葬場で焼却する。又は、この条例により医療機関が火葬場で焼却する。
- (3) 市町村の指導等により、医療機関が妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を火葬場で焼却する。

このように、各法では、妊娠4か月以上で亡くなった胎児についての取扱いが規定されているが、妊娠4か月未満で亡くなった胎児の扱いについて通知による取扱いが示されているだけで、明確な規定がない。

妊娠4か月を境として、その取扱いが異なることについては、生命倫理や胎児の尊厳性から問題であり、妊娠期間にかかわらず、同じ配慮がなされるべきである。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
国において、次の財源措置を講じること。
 - (1) 介護給付費財政調整交付金を別枠として措置すること。
 - (2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備について、三位一体改革で税源移譲されていない5割分を税源移譲すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
要介護認定については、要介護認定者の増加等により市町村の事務負担が増大しているため、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
地域包括支援センターが行う介護予防支援業務について、その報酬額を業務に見合った額とするなど、業務の実態を考慮した制度とすること。
- 4 介護保険事業所の指導等の見直し
介護保険事業所に対して効果的・効率的に指導・監査が行えるよう、国において、より適切な手法を検討するとともに、県、市町村の指導監督体制の整備について、十分な支援を行うこと。
- 5 介護保険サービスの見直し
国において、次の措置を講じること。
 - (1) 利用者が必要とする介護保険サービスを適切に提供できるよう、特に次のサービスを保険給付の対象とするなど、介護保険制度を見直すこと。
 - ア 柔道整復師が行う訪問及び通所機能訓練
 - イ 透析患者など一定条件を満たす場合、要支援者への訪問介護における通院等乗降介助
 - ウ 一定条件の範囲での訪問介護における代筆・代読
 - (2) 通所介護事業所における送迎時の重度者に対する加算の見直しを行うこと。
 - (3) 介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 6 介護保険適用除外施設退所後の保険給付の見直し
介護保険適用除外施設（特に救護施設）の退所後の保険給付は、入所前の市町村が行うこと。

- 7 低所得者に対する保険料及び利用料負担軽減対策の見直し
介護保険の保険料と利用料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減と、他の社会保障制度と併せた負担の公平性を確保すること。その際、社会福祉法人による減免制度の廃止や補足給付の拡充などの見直しを行い、国において必要な財源措置を講じること。
- 8 介護保険料の徴収方法の選択制
介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、慎重に検討し、安易に導入しないこと。また、特別徴収と普通徴収との間で生じる税負担の不均衡（社会保険料控除）の問題については、国の責任において適切に措置すること。
- 9 制度見直しにおける地方自治体の意見反映
今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じるような見直しを行う場合には、あらかじめ地方自治体の意見を聞き、それを十分に反映させること。
- 10 お泊まりデイサービスの法整備
「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全性が確保できるよう、国において法令に位置付けること。

【提案理由等】

- 1 (1) 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、この保険料への転嫁を解消する必要がある。
(2) 特別養護老人ホーム等の介護サービス基盤整備については、三位一体改革において平成18年度から地域介護・福祉空間整備等交付金（都道府県交付金）が廃止され、その5割が税源移譲されたところだが、税源移譲されていない5割分を税源移譲する必要がある。
- 2 要介護認定者の増加に伴い市町村の事務負担が増大しているため、介護保険業務に係る事務の負担軽減や費用負担について措置を講じる必要がある。
- 3 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務（ケアマネジメント）において、現行の報酬は、業務の実態等を十分踏まえたものとは言えないため、見直しが必要である。
- 4 一部の介護保険事業所において、不正な事業運営が行われていた実態が認められたことなどを踏まえ、制度を適正に運営していくため、事業者に対する指導等が適切に行われることが必要である。このため、介護保険事業所に対して効果的かつ効率的に指導監督を行うことができるよう、国において支援していくことが必要である。
- 5 (1) ア 柔道整復師の行う機能訓練について、通所介護の一環として行われるものは、介護給付の対象とされているが、それ以外については対象とされていない。介護保険サービスの供給拡大の観点から、保険給付の対象とすることが適当である。
イ 平成18年度の制度改正による予防給付の対象者の拡大に伴い、新たな要介護認定により「要支援」と認定された場合、「通院等乗降介助」サービスが利用できなくなり、透析のための通院に影響が生じているため、制度を見直す必要がある。

- ウ 視覚障害者に限らず、高齢者には、視力が低下している方なども多いことから、「代筆・代読」についても、日常生活上必要と考えられる範囲に限定するなど、一定の条件を付して、介護保険における訪問介護サービスの対象とすることが適当である。
- (2) また、在宅高齢者の重度化に伴い、多くの重度介護者や認知症の方が通所介護を利用しているが、送迎においても安全面等に留意した乗降介助等が必要なため、適切な基準を定めるほか、重度者など一定の基準による報酬加算を導入する必要がある。
- (3) さらに、介護保険施設において、透析が必要な入所者・入院患者にあつては、多くの場合、透析ができる医療機関への移送等が必要であるため、施設内で透析ができるように、報酬体系を見直す必要がある。
- 6 適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合、退所と同時に適用除外施設の所在市町村の被保険者となるため、保険給付は、保険者となる適用除外施設所在市町村の負担となる。
- しかし、こうした施設の所在市町村が、退所者について退所後の保険給付まで行うことは、適切な費用負担の観点から問題があり、適用除外施設入所前の市町村が保険給付を行う必要がある。
- 7 低所得者対策については、一定の措置が講じられているものの、その内容は十分ではないため、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、財源措置も含め、国における恒久的な制度として拡充する必要がある。その際、現行の社会福祉法人における減免制度は、実施主体である社会福祉法人の対応に委ねられるなど、一律の対策となっておらず利用者の負担の公平性の観点から問題があり、廃止する必要がある。
- また、制度見直しに当たっては、国民健康保険などで導入されている定率による保険料との均衡等に配慮するなど、他の社会保障制度と併せた負担の公平性を確保する必要がある。
- 8 介護保険料の特別徴収と普通徴収の選択制については、特別徴収が被保険者の便宜や確実かつ効率的な保険料徴収による公平性の確保という観点から導入された経緯や、制度として定着していること、及び介護保険財政に重大な影響を及ぼす可能性があること等を踏まえ、制度導入前に時間をかけて保険者である市町村との十分な協議を行う必要がある。
- また、納付方法が普通徴収の場合は、家族に係る保険料についても世帯主等実質的な負担者の社会保険料控除の対象とすることができるが、特別徴収の場合はできないという不均衡があるため、国の責任において適切に措置する必要がある。
- 9 今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担が生じるような見直しを行う場合には、財政負担をしている都道府県や保険者である市町村の意見を聞き、それを十分に反映させる必要がある。
- 10 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は保険給付の対象とされ、宿泊サービスとして行われる部分は法令に定めがない。
- しかしながら、宿泊サービスについては、宿泊の長期化、部屋の男女兼用、夜間の人員体制が不十分などの問題があることから、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督を行うことができるよう、法令に位置付けることが必要である。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する財政補填の対象拡大
市町村が低所得者層に対して行う一部負担金や保険料（税）の減免措置に対する財政補填については、一部負担金の減免基準を生活保護基準を上回る所得水準とするなど対象範囲の拡大を行うこと。
- 2 特定健康診査・特定保健指導の単価見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに必要な財源措置を行うこと。
- 3 不当利得の保険者間調整の仕組みの創設
被保険者資格喪失後に受診した際に発生する療養給付費の不当利得について、返還請求に係る保険者事務の効率化と被保険者の負担軽減を図るため、受診者を介さず保険者間で調整できる仕組みを創設すること。

【提案理由等】

- 1 県内市町村の多く（減免基準を設定している29団体の内22団体）は、国民健康保険の低所得者層に対し、生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても27団体が減免基準を設定し実施している。
一方、一部負担金減免に係る国からの財政補填は生活保護基準所得以下が対象となっており、また、保険料（税）減免については財政補填の対象外となっていることから、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るため、財政補填対象者の拡大を行うことが必要である。
- 2 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。また、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。
- 3 資格喪失後に被保険者が保険証利用し受診した際に発生する療養給付費の不当利得については、被保険者が保険者へ返還を行った上で、正当な保険者から療養費として給付費を受けることとなっている。保険者間での過誤調整が可能になれば、保険者が行っている被保険者への返還請求事務等の効率化につながり、未収金の発生を防ぐことにより国保財政の健全化に寄与すると考えられるため、保険者間で調整を行うことが可能となる仕組みを創設することが必要である。

（神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課）

【提案項目】

高齢者保健福祉施策の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

- 1 介護予防事業の抜本的見直し
介護予防事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、事業を抜本的に見直すとともに、介護予防の実施主体である保険者や都道府県の裁量の範囲を拡大するなど、地域の実情に応じた介護予防事業の推進を図ること。
- 2 認知症疾患医療センターの設置基準の緩和等
高齢者の認知症については、地域における早期発見、早期治療等の体制づくりが重要であることから、地方自治体が認知症対策の更なる強化を図れるよう、認知症疾患医療センターの設置基準の緩和や確実な財源措置等を講じること。
- 3 小規模有料老人ホームにおける届出事項の緩和
老人福祉法改正で有料老人ホームの定義が拡大し、届出が必要となる施設の範囲が拡大したが、届出が進まず入居者保護が図れないことから、小規模施設の届出手続きに係る届出事項について必要な緩和措置を講じること。
- 4 介護基盤整備における財源措置
介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成25年度まで延長されたところであるが、高齢化の進展に伴い、引き続き介護基盤整備の促進を図る必要があるため、時限到来後も平成23年度単価を維持した上で国の責任において事業を継続できるよう財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 二次予防事業について、事業への参加者数が低迷するなど有効に機能していない現状を踏まえ、二次予防事業と一次予防事業の区分をしない事業の実施等、実施主体である保険者（市町村）の実情に応じた介護予防事業を推進できるように、制度の見直しを図る必要がある。
- 2 認知症疾患医療センターの整備促進を図るため、地域包括支援センターの機能充実と併せ、一層の財源措置等が不可欠である。
さらに、認知症を早期に発見し、早期に対応する体制を整備するため、かかりつけ医への助言や専門医療機関、地域包括支援センター等との連携の推進役となるサポート医の報酬上の評価を行う必要がある。
- 3 平成18年の老人福祉法改正で有料老人ホームの定義が拡大し、届出が必要となる施設の範囲が拡大した。しかし、届出が進まず、こうした施設に対しては行政による指導や監督が行えないことから、入居者保護の観点から問題となっている。
現在、届出に際して、法や規則で届出事項とされている施設設備や運営に係る書面が膨大で

あることが届出促進の障害となっていることから、未届施設の届出促進を図るため、定員29名以下の小規模施設については、届出事項の内容のうち、市場調査等による入居者の見込みや事業開始に必要な資金の額等、新規開設時に確認を必要とする事項を提出事項から除く等の緩和措置を行っていく必要がある。

- 4 介護基盤の緊急整備特別対策事業については、平成21年度における国の経済危機対策に基づき、国の交付金を財源として基金事業として実施しており、平成25年度まで延長されたところであるが、介護基盤の整備は、引き続き重要であり、その整備促進を図るために、時限到来後も事業を継続できるよう財源措置を講じる必要がある。

60 障害者に対する所得保障に係る措置の実施

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者総合支援法の附帯決議及び同法附則第3条に基づく、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を進め、速やかに所得保障に係る措置を講じること。

【提案理由等】

障害者の所得保障については、障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条において、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を行うよう規定している。

国においては、「障がい者制度改革推進会議」（平成24年7月廃止）等において所得保障を含む障害者施策の推進に関する事項について検討が進められ、平成23年8月にとりまとめられた骨格提言では、賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）のあり方について検討されるべきとの提言が出されたところである。

また、改正障害者基本法に基づき、平成24年に設置された障害者政策委員会においても、所得保障（年金や諸手当）について議論されており、新「障害者基本計画」に盛り込むべき事項として、現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと等の意見が、同年12月に提出されたところであるが、具体的な措置は示されておらず抜本的な解決に至っていない。

【提案項目】

発達障害児者への支援を充実するため、次の措置を講じること。

- 1 手帳制度の創設
知的障害の療育手帳制度と同様に、発達障害についての手帳制度を創設すること。
- 2 専門医の確保及び養成の推進
発達障害に対応できる小児科医、児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。
- 3 支援の充実及び雇用率制度の適用
発達障害者の雇用を促進するため、障害特性を踏まえた支援策の充実を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における雇用率制度の適用を早期に実現すること。

【提案理由等】

- 1 発達障害についても、知的障害同様に、手帳制度を創設し、障害福祉サービス等の受給を促進するなど支援を充実することが必要である。
- 2 発達障害に対する専門医の確保・養成に関しては、「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）の報告書に基づき、一定の取組が行われているが、児童精神科医ら専門医が不足している状況は依然として続いている。
- 3 発達障害者については、「障害者雇用対策基本方針」において、精神障害とは異なる個別の障害として、雇用管理に関する指針や施策の方向性が示されているが、障害者雇用率の算定の対象に含まれていないため、雇用が進まず、障害特性の理解も進んでいない。
発達障害者の雇用の促進を図る上では、早期に雇用率算定の対象とすることが必要である。

62 障害福祉サービスにおける相談支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害福祉サービスを利用する全ての障害児者に対して、適正なサービス等利用計画が作成されるように、相談支援に係る障害福祉サービス等の報酬等について、適切に評価すること。

【提案理由等】

平成 24 年 4 月の法改正により障害福祉に係る相談支援が充実され、障害福祉サービスを利用する全ての障害児者が、平成 27 年 3 月までに、サービス等利用計画を作成しなくてはならないこととされた。しかし、介護保険制度と異なり、毎月、モニタリング等を行う仕組みではないことなどから、計画を作成する事業者が一定した収入を見込むことが難しく、新たな事業者の参入等について見通しが立っていない。

サービス等利用計画は、障害福祉サービスの利用や地域生活の基礎となるものであるので、適切に計画が作成されるよう、相談支援事業所の収支が十分に見合うような報酬等の設定が必要である。

63 高次脳機能障害に係る支援普及事業支援拠点機関の政令指定都市への適用

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業について、政令指定都市における専門性の高い支援体制を確保していくため、政令指定都市においても、発達障害への支援と同様、リハビリテーション機能を有する機関等に支援コーディネーターを配置し、支援拠点機関として位置付けるよう、要綱改正等を講じること。

【提案理由等】

本県では、神奈川総合リハビリテーションセンター（厚木市）が、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業支援拠点機関となり、全県を対象として支援を行っている。現状では、相談支援など個別的な支援が増えており、全県1箇所の支援拠点機関だけで対応していくのは限界であるため、政令指定都市にあるリハビリテーション機能のある機関においても、支援コーディネーターを配置し、支援拠点として位置付けることによって、より広域的で専門性の高い支援体制を確保することが必要である。

【提案項目】

地域医療の充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 診療報酬による評価の充実
総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、当該診療における診療報酬による評価の充実を行うこと。
- 2 救急医療体制の充実
周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。

【提案理由等】

- 1 総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、本県においては保健医療計画に位置付け、取組を進めている。平成24年度診療報酬改定において救急搬送患者の早期転院支援を推進するために紹介病院・受入病院双方の加算点数の見直しなどが行われたが、初期から三次にわたる総合的な救急医療体制の整備・充実に向けては、より一層の診療報酬による評価の充実が不可欠である。
- 2 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。
また、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。

65 臓器移植医療のための体制整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

臓器移植件数が増加傾向にある中、臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。

【提案理由等】

都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業の推進については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施しているが、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任で臓器移植コーディネーターの設置を含めたあっせんに関する体制の整備をする必要がある。

【提案項目】

精神科救急医療体制のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 精神科救急医療体制の整備等

精神疾患を持つ人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。

2 診療報酬による評価の充実

平成24年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保のため、更に診療報酬による評価の充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。

しかし、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。

- 2 平成24年4月の診療報酬改定により、医療機関の精神科救急への参画促進に一定の効果が期待される。

しかし、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、精神科救急を担う医療機関の確保が必要不可欠であり、そのためには診療報酬による評価の充実が必要である。

67 普及型重粒子線治療装置の導入への支援

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

従来の放射線治療と比較して治療効果が高く、副作用の少ない普及型重粒子線治療装置の整備推進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 支援制度の創設
普及型重粒子線治療装置の導入に当たり、整備推進に向けた支援制度を創設するとともに、医師や医学物理士などの人材育成への支援を行うこと。
- 2 保険適用の導入
先進医療に位置付けられている重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 県立がんセンター内に導入を進めている普及型重粒子線治療装置の導入には約120億円もの建設費がかかり、同装置の運用に必要となる医師や医学物理士などの人材も全国的に不足していることから、施設整備及び人材育成のための国による支援制度を創設することにより、治療効果の高い同装置の全国への普及促進が図られる。
- 2 重粒子線治療は先進医療に位置付けられており、患者の自己負担額が約300万円と高額であることから、保険適用が必要である。

国内の重粒子線治療施設

No	施設名	所在地	治療開始	事業主体
1	放射線医学総合研究所 重粒子医科学センター	千葉県 千葉市	平成6年6月～	独立行政法人 放射線医学総合研究所
2	兵庫県立粒子線医療センター	兵庫県 たつの市	平成14年1月～	兵庫県
3	群馬大学医学部附属病院 重粒子線医学研究センター	群馬県 前橋市	平成22年3月～	国立大学法人 群馬大学
4	九州国際重粒子線がん治療センター	佐賀県 鳥栖市	平成25年8月～	公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん 治療財団
5	神奈川県立がんセンター 重粒子線治療施設	神奈川県 横浜市	平成27年12月 予定	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

(神奈川県担当課：保健福祉局県立病院課)

【提案項目】

「開かれた医療」の実現のため、臨床研究中の未承認薬や未承認医療機器であっても、安全性が確認され有効性が見込まれる場合には、保険外併用療養の対象の拡大を図ること。

【提案理由等】

未承認薬及び未承認医療機器の使用については、安全性、有効性が個別に確認された先進医療では保険外併用療養として認められ、将来的な保険導入に向けた評価が実施されている。

一方、本県では、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区において、外国人医師等による診療や、未承認薬及び未承認医療機器の使用など、「開かれた医療」の実現を目指している。

「開かれた医療」を実現し、ライフイノベーションの取組を進めるためには、患者の治療の選択肢を増やし、医薬品の開発等の促進を図ることが必要である。

したがって、臨床研究中であっても、安全性が確認され有効性が見込まれる場合には、保険外併用療養の対象とすべきである。

【提案項目】

難病に指定されていない脳脊髄液減少症について、早期に診断基準や治療法が確立され、必要な治療が受けることができるように、速やかな病態の解明と保険適用の実現を図ること。

【提案理由等】

発症の原因や治療方法が確立していない疾患については、国の調査研究事業により、特定の疾患については医療費助成の対象となるなど、対策が推進されているところである。

しかしながら、依然として、脳脊髄液減少症については、発症の原因や治療法の確立されておらず、患者及びその家族の多くは、治療が受けられる医療機関を探したり、保険適用が受けられないなどの苦しみを抱えているのが現状であり、一日も早く疾患研究を進め、速やかな病態の解明と保険適用の実現を図ることが必要である。

【提案項目】

一般用医薬品の販売について、安全性を確保するため、次の措置を講じること。

- 1 登録販売者試験における実務経験証明の不正防止対策の強化
医薬品の登録販売者試験の受験に必要な実務経験証明について、不正証明の防止対策を強化するため、法律を整備すること。
 - (1) 不正な実務経験証明を行った事業者（薬局開設者等）に対する罰則規定を設けること。
 - (2) 実務経験の内容について法令に規定すること及びその記録の保存について証明を行った事業者の義務として法令に規定すること。

- 2 一般用医薬品のインターネット販売等における安全性の確保
一般用医薬品のインターネット販売等について、安全性を確保するため、薬事法を整備すること。

【提案理由等】

- 1 登録販売者試験の受験に必要な医薬品の販売に係る実務経験の事業者の証明について、全国的に不正証明の事例が発生していることから、登録販売者制度の信頼を確保するため、法制度として不正証明防止対策の整備、強化が必要である。
 - (1) 登録販売者試験における実務経験の不正証明の禁止については、事業者の遵守事項として薬事法施行規則に規定されているが、不正証明の禁止違反に対する罰則は設けられていない。今後も、不正が安易に行われる懸念があることから、罰則規定を設ける必要がある。
 - (2) 実務経験の内容（医薬品の販売業務期間及び業務内容）が、合格取消処分に直接つながる重要な審査項目であり、実務経験証明の根拠となる記録の作成・保存は、証明を行った事業者に義務付けられていないため、厳正な試験制度を運用して行くためには、法令による規定が必要である。

- 2 一般用医薬品のインターネット販売については、国の「規制改革会議」や「日本再興戦略」で、安全性を確保しつつインターネット販売を認め、その仕組みの検討を行うこととされたが、一般用医薬品のインターネット販売等における安全性を確保するためには、薬事法を整備し、適切な販売体制を構築する必要がある。

【提案項目】

看護人材の養成・確保、資質の向上及び定着を図るため、次の措置を講じること。

- 1 民間立の看護師等養成施設における教育環境の充実
看護職員の不足を解消し、実践力の高い看護人材を養成するためには、民間立の看護師等養成施設の教育環境を充実させる必要があることから、教育活動を支える事務職員や司書の配置基準を明確にするなど、必要な措置を講じること。
- 2 実習受入れ施設確保への支援
実践力の高い看護人材の養成には、臨地実習施設の十分な確保が必要であることから、実習を受け入れる施設の負担軽減を図るための十分な財源措置を講じること。
また、少子化等により母性及び小児看護学の実習受入施設の確保が非常に困難となっているため、看護師等養成施設において円滑な教育が行えるよう、教育カリキュラムの見直しについて検討すること。
- 3 院内保育事業への支援の充実
看護職員の仕事と生活の両立を容易にし、離職防止を図るため、院内学童保育施設が円滑に設置・運営されるよう、補助制度の充実を図るための必要な財政措置を講じること。
- 4 看護師籍(名簿)登録日の見直し
新人看護師を採用した医療機関に診療報酬の算定上不利益が生じないよう、保健所等が看護師免許申請書を受理した日を看護師籍(名簿)への登録日とするなど、柔軟に対応すること。

【提案理由等】

- 1 高度専門医療や在宅医療の進展などに対応した質の高い看護人材を養成・確保するためには、看護職員養成の多くを占める民間立の看護師等養成施設の教育環境を充実させ、実践力を身に付ける教育を実施する必要がある。しかし、教育活動を支える事務職員や司書の配置基準が明確にされておらず、看護師等養成所運営費補助においても十分な措置がなされていない。このため、看護師等養成施設における事務職員等の配置基準を明確にするとともに、必要な補助を行う必要がある。
- 2 質の高い看護人材の確保や、リアリティショックによる早期離職を防止するためには、臨地実習施設を十分確保し、養成段階でより高い実践力を身に付ける必要があるが、周産期医療を担う施設の減少や実習指導者の配置による受入施設の負担増等により、確保が困難な状況にあることから、実習施設が学生を受け入れやすくするための十分な支援が必要である。また、母性や小児看護学の臨地実習施設の現状を十分に踏まえた実習カリキュラムの見直しの検討が必要である。

- 3 看護職員の離職防止や再就業を促進するためには、子育てをしながら働き続けることができるよう、職場環境を充実させることが不可欠である。未就学児のほか、特に学童期(小学校低学年)の子どもを持つ看護職員等に対して、院内学童保育施設の充実を図るための十分な支援が必要である。
- 4 看護師国家試験合格発表日が3月下旬にあり、即日申請しても看護師籍(名簿)への登録は国に申請書を送達された日以降の4月中旬となる。一方、当該合格者を採用した医療機関にとって「入院基本料」の算定は、登録日以降の勤務時間数で算定するため、それまでの間、診療報酬上看護師として算入できず、一部の医療機関に報酬面での不利益が生じていることから、看護師籍(名簿)登録日の見直しが必要である。

72 児童虐待対策の拡充

提出先 財務省、厚生労働省

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 児童相談所における専門相談体制の拡充
子どもの心のケアや健康面のアセスメントを充実するため、児童相談所における児童心理司や保健師等の専門職員の配置に対する財政措置を行うこと。
- 2 社会的養護施設における家庭的・個別的ケアの推進
児童養護施設等の社会的養護施設において、家庭的かつ個別的な小規模単位によるケアが十分に実施できるよう、児童指導員等の配置に対する財源措置を行うこと。

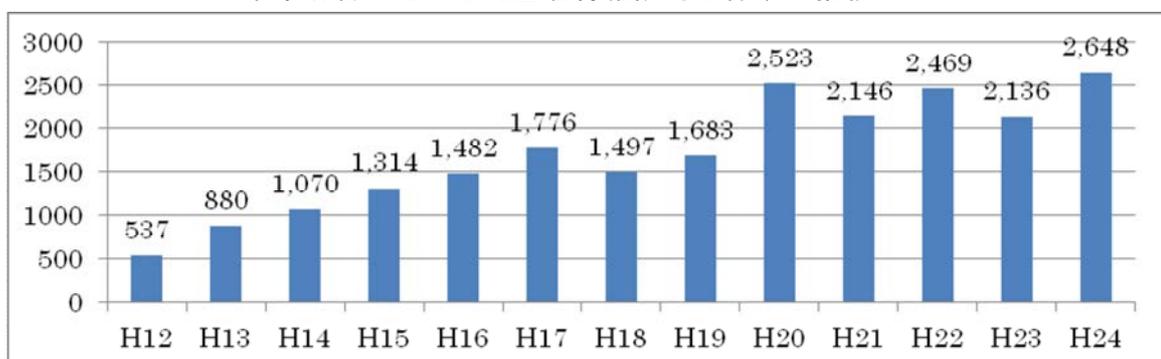
【提案理由等】

増加している児童虐待相談や要保護児童に対し、適切かつ迅速な対応を行うための児童相談所の相談・援助体制は、十分とはいえない状況である。児童福祉司の配置基準は見直されたが、児童心理司や保健師などの専門職員の配置についても明確化し、児童相談所の体制強化を図る必要がある。

また、児童養護施設等においては、被虐待児の増加により、夜間も含め、より手厚い支援を行うためには、現行の職員の配置基準では人数が不足している。さらに、6人を1つの生活単位とするユニット化に対応できるよう、児童保護措置費の職員配置基準を大幅に引き上げる必要がある。

子どもたちの適切な養育と自立への支援を図るため、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の審議を踏まえ、国庫負担金の拡充などの財源措置を含めた抜本的な改善が必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：県民局子ども家庭課)

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 いじめや暴力行為、不登校など様々な教育課題に対応するため、義務標準法での配置に加え地方が独自に配置している生徒支援担当教員、教育支援センター教員等の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は全額地方の負担となっている。しかし、これらの教員は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。

また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、都市部にある本県の生計費の高さが反映されていない。地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。

さらに、学校事務職員及び学校栄養職員については、以前、直接児童・生徒の指導に当たらないことを理由に国庫負担の対象から除外する議論があったが、校長の下で、教諭等とともに、学校の円滑な運営を担う職員であり、引き続き義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。

- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。

【提案項目】

学級編制の柔軟な対応等のため、義務標準法及び高校標準法について、次の措置を講じること。

1 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう高校標準法を改正すること。

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要があるため、標準法において算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

- 1 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう改善を進める必要がある。また、全国一律の学級編制の標準については、地域の実情に応じた工夫により、柔軟な対応ができるよう、義務標準法を改正する必要がある。

高等学校の学級編制についても全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法を改正する必要がある。

- 2 本県では、総トン数646トンの大型実習船を保有し、年間2回連続80日程度の航海を実施するなど、将来の水産産業を担う中堅技術者の養成を行っている。実習船という性格上、任用する技術職員は、単に技術的に優れているだけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。実践的技術や知識の指導者として、高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 就学先決定の仕組み改善

障害のある子どもが、特別支援学校に原則就学するよう定めた従来の就学先決定の仕組みを、本人・保護者の意見等を踏まえて、小・中学校に就学することを基本とする仕組みに改めること。

2 特別支援教室構想の早期実現

小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。

3 特別支援教育コーディネーターの定数改善

小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。

【提案理由等】

- 1 特別支援教育を求める児童・生徒が増加し続ける中、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、障害のある子どもが、特別支援学校に原則就学する従来の就学先決定の仕組みを、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえて、小・中学校に就学することを基本とする仕組みに改めることが重要であることから、早期に政令等を改正する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要であるため、小・中学校に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室の構想を早期に実現する必要がある。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県においては、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、今後は、インクルーシブ教育を推進するために、その役割が一層重要になっていることから、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施する必要がある。

76 特別支援学校における看護師等の配置

提出先 文部科学省

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置基準の新設

看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。

2 医療職等の配置

標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケア等の対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっている。また、就労支援の充実が求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士に、特別免許状等を授与し、教員とし任用しているが、今後は、医療的ケアや地域のセンター的機能の一層の充実・強化を図るため、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。

2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにする必要がある。

77 障害のある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加に伴い、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するため、こうした取組に加え、公共交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いていることから、市町村が通学支援の充実を図る上で支障となっており、市町村地域生活支援事業に係る財政措置を拡充する必要がある。

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。平成25年度は、対象学年の全児童生徒を対象とした調査が実施されるとともに、平成26年度に悉皆調査を実施するための準備も進められることとなっている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

- 1 悉皆調査の継続的な実施
児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。
- 2 抽出調査を実施する場合の設置者等への負担の軽減
抽出調査を実施する場合は、抽出対象外の学校が調査に参加することを希望する設置者が、費用や採点、集計・分析等の負担を強いられないように、また、学校及び教職員に業務上の負担が生じないように、国が責任をもって配慮すること。

【提案理由等】

平成19年度から3年間、悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

しかしながら、平成22年度から抽出調査に変更されたことにより、県の状況についてはおおむね把握できるが、詳細な状況把握及び分析等には生かしくくなっている。平成25年度には対象学年の全児童生徒を対象とした調査が実施され、平成26年度に悉皆調査を実施するための準備も進められる予定となっているが、今後、悉皆調査が継続的に実施されるのかについては示されていない。

なお、抽出調査を実施する場合、抽出対象以外の学校は、希望利用方式により国から同一問題の提供を受け調査を実施することができるが、その採点・集計等は設置者が自らの責任と費用の負担で行うこととされていることから、地方自治体や学校に大きな負担が強えられることとなる。

そこで、悉皆調査での成果を踏まえ、平成19年度からの3年間と同様に悉皆調査の実施を望む意見もあることから、関係者の意見を広く聴き、地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、継続的な悉皆調査とすることが必要である。

【提案項目】

問題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置
不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センターに配置される専任教員について標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - (1) 児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校職員として位置付け、標準法において算定すること。
 - (2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を1/3から1/2に復元すること。
 - (3) 安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案理由等】

- 1 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センター（適応指導教室）に配置することが有効である。
- 2 不登校等の児童・生徒は学校以外にも様々なストレスや悩みを抱えており、それらを相談・支援できる体制を整備することが重要で、「心の問題」の早期発見・早期対応や児童・生徒が置かれた環境に働きかけて支援を行う役割を担うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの継続した配置が不可欠である。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
14年度	451,946	2,179	0.48%	200,182	7,123	3.56%	652,128	9,302	1.43%
15年度	457,401	1,969	0.43%	194,953	7,007	3.59%	652,354	8,976	1.38%
16年度	461,323	1,895	0.41%	191,846	7,074	3.69%	653,169	8,969	1.37%
17年度	467,340	1,854	0.40%	192,418	7,399	3.85%	659,758	9,253	1.40%
18年度	471,352	2,051	0.44%	194,015	7,806	4.02%	665,367	9,857	1.48%
19年度	472,013	2,153	0.46%	197,604	7,949	4.02%	669,617	10,102	1.51%
20年度	475,205	2,047	0.43%	199,652	7,992	4.00%	674,857	10,039	1.49%
21年度	475,693	2,146	0.45%	202,448	7,673	3.79%	678,141	9,819	1.45%
22年度	474,156	2,246	0.47%	203,132	7,556	3.72%	677,288	9,802	1.45%
23年度	469,542	2,149	0.46%	207,684	7,132	3.43%	677,226	9,281	1.37%

提出先 内閣府、警察庁、総務省、財務省、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

1 青少年の健全育成の取組に対する支援

青少年の健全育成のための地方自治体や地域の青少年育成関係団体の取組に対し、より具体的な支援を行うこと。

2 たばこ・酒類の販売時の年齢確認の徹底

未成年者の飲酒及び喫煙の防止については、販売時の取組が最も重要であることから、関係業界に対し、法令遵守はもちろんのこと、証明書による年齢確認の徹底を強く指導すること。

さらに、法整備により、年齢確認の方法を具体的に規定し、実効性を確保すること。

また、保護者や国民の意識啓発を図るため、全国的な広報活動を展開すること。

3 出版、放送等の内容等の青少年への配慮

出版、放送等のメディア関係業界に対し、販売・放送の内容、方法、時間帯等について、青少年への影響に十分配慮するよう要請すること。

また、各種メディアが青少年に与える影響について調査研究等を進めること。

4 青少年のインターネット利用に関する総合的な取組の推進

インターネット接続環境の変化を踏まえ、青少年のインターネット利用に関し、フィルタリングの徹底などのための法改正や生活習慣への悪影響の防止など総合的な取組を引き続き進めること。

また、いわゆる「出会い系サイト」以外の交流サイト等を介して青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が多数発生しているため、早急に効果的な対策を講じること。

5 青少年に有害な営業への適切な対策

青少年の健全育成を阻害するおそれのある方法で営業しているエステ店やインターネットカフェ等が全国的に見受けられ、また、現行法規では取り締まることが難しい青少年に有害な業態が発生しているため、国において適切な対策を講じること。

【提案理由等】

- 1 青少年の健全育成に向けた国としての理念や施策体系の整備は一定程度進んできているが、地方自治体や青少年育成関係団体により各地域で実践されている青少年の健全育成に向けた取組に対する支援策が明らかにされていない。

地域活動をより活性化するためには、地域において青少年の健全育成に取り組む人々が活動しやすい環境整備など、人材確保等に対する国による具体的な支援が必要である。

- 2 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んできているが、依然として補導人数等は多数に及んでおり、販売時の取組を法整備により、一層強化する必要がある。
また、販売時の年齢確認に係るトラブルや、未成年者の喫煙を容認する保護者の存在が指摘されているため、保護者や国民に対する意識啓発を全国的規模で実施する必要がある。
- 3 出版や放送等のメディア関係業界が発信する情報には、依然として、性や暴力を安易に扱う風潮があり、特に、青少年を性や暴力の対象として取り扱った作品への国際的批判もあるため、青少年への影響を考慮するよう国が強い指導力を発揮する必要がある。
- 4 携帯電話・PHSだけではなく、ゲーム機や急速に普及しているスマートフォンなどインターネット接続機器の多様化に対応したフィルタリング技術の開発・提供などについて、事業者への指導・支援を積極的に行うとともに、フィルタリングの徹底を図る必要がある。
また、インターネットの過度な利用などによる青少年の生活習慣への悪影響の防止など総合的な取組を進める必要がある。
さらに、フィルタリングだけでは対応できない問題に対しても速やかな措置が必要である。
- 5 過激なマッサージを行うエステ店が都市圏に存在しており、本県においても児童福祉法違反や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反で摘発を受けた店舗もある。
また、インターネットカフェについては、カップル用の個室を利用した青少年がわいせつな行為の被害に遭う事件が発生している。さらに、青少年の健全育成を阻害する新たな業態も発生している。
このため、これらの状況について早期に実態を把握し、国において規制することが必要である。

81 地方自治体の意見を踏まえた公立高校授業料無償制度の見直し

提出先 総務省、財務省、文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償化に所得制限を設ける等の制度見直しの実施については、地方へ負担を転嫁することなく実施するよう措置を講じること。

1 制度の見直しの検討

- (1) 高等学校授業料無償制度の見直しに当たっては、様々な機会を活用して都道府県の意見を聞き、それを最大限反映するなど、円滑な実施のための措置を講じること。
- (2) 仮に所得制限を導入した場合は、経済的理由により修学困難な高校生のために交付している「平成21年度高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」の追加交付をまず行い、超過負担となっている都道府県に確実に配分すること。また、新たな奨学金制度の創設に向けた見直しの際には、旧日本育英会事業が都道府県に移管された補填措置として交付している「高等学校等奨学金事業交付金」の配分についても見直しを行うこと。

2 国庫負担による全額支給

高等学校授業料の実質無償化については、事実上、地方負担が導入されていることから、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令で定める「文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率」（調整率）を設定することなく、全額国庫で負担すること。

3 地方の実態に即した算定

調整率を導入する場合にあっても、各地方自治体の実態に即して算定すること。

【提案理由等】

- 1 国の制度改正により地方自治体に新たな負担（財政面・事務処理面）が生じないようにする必要がある。
- 2 本県では、これまで授業料の無償化の実施に当たっては、地方へ負担を転嫁することなく全額国庫で実施するよう提案してきたが、国の交付金の算定方法によれば、文部科学大臣が財務大臣と協議して調整率を設定することとされ、事実上、地方負担が導入されている。また、調整率の積算根拠が示されていないことに加え、設定された調整率は、本県の授業料免除実績を大幅に上回っている。ついては、国の交付金の算定に当たっては、このような調整率を設けることなく、全額国庫で負担するよう改善する必要がある。
- 3 平成25年度の交付金の算定に当たり、調整率を導入する場合にあっても、各地方自治体の実態に即して算定する必要がある。

(単位:千円)

【平成24年度交付金の額】 国の調整率（授業料減免相当額）10.9%で算定 (A)	本県の減免実績率6.4%で算定 (B)	差額 (B) - (A) (県負担分)
12,071,907	12,684,587	612,680

※算定式：交付金総額＝授業料年額×基準日における生徒数×調整率

※調整率は、(A)の場合89.1%、(B)の場合は93.6%となる。

(神奈川県担当課：教育委員会財務課)

【提案項目】

幼児、児童、生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

- 1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充
幼稚園、小中学校、高等学校及び特別支援学校等に係る新增改築、大規模改造、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。
- 2 高等学校の耐震化対策への財政支援
高等学校の耐震化対策が遅れていることから、これらの施設整備事業について、幼稚園、小中学校と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とするとともに、当面の緊急措置として財政支援の措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や地震防災対策が緊急かつ重要な課題となっており、早急な耐震対策等を行うためには、国による十分な財政措置が必要である。
- 2 耐震化が遅れている高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げなど補助制度の拡充が必要である。

83 学校における建築物環境衛生管理基準の改善

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

学校における建築物衛生管理基準について、改善を図るため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象から学校施設を除外すること。

【提案理由等】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、1棟あたりの延べ面積が8,000㎡以上の学校は特定建築物となり、「建築物環境衛生管理基準」に基づく建築物環境衛生管理技術者の選任が義務付けられ、空気環境検査や給水管理等の環境管理を行うこととされている。

一方、学校では、学校保健安全法の「学校環境衛生基準」に基づき、学校薬剤師により空気環境検査や給水管理など学校環境について管理が行われている。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の「環境衛生管理業務」と学校保健安全法の「学校環境衛生検査業務」は、空気環境、水質検査など基準や検査項目の点で類似しているとともに、同様な業務を行うにもかかわらず建築物環境衛生管理技術者と学校薬剤師の配置が義務付けられている。

施設規模の大きい学校だけ2つの法律の網をかけ、検査項目・基準の設定や建築物環境衛生管理技術者の配置を義務付けることは、予算・労力もかかり学校管理の負担は非常に大きい。

よって、病院等と同様に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象から学校施設を除外するか、建築物環境衛生管理技術者の確保が難しいことから、配置の適用除外を行う必要がある。

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」等の充実と認定こども園の設置促進等
幼稚園の「預かり保育推進事業」や「子育て支援活動の推進事業」の充実とともに、認定こども園の設置促進、運営支援策に必要な「安心こども基金」に代わる財源措置を行うこと。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を引き続き行うこと。

9 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育や子育て支援活動に対し支援策の一層の充実を図ることが必要である。なお、認定こども園については、「安心こども基金」に代わる設置促進、運営支援策が必要である。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするるとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改革が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金は、年収350万円未満程度世帯に対し、助成金額を1.5～2倍としているが、なお一層の充実を図る必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、事務手続の簡素化を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるので、引き続き、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。
特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査の促進の妨げとなっている。

【提案項目】

修学支援の必要性がますます増大している現下の経済状況において、長期的に安定した奨学金事業を運営するために、次の措置を講じること。

- 1 臨時特例交付金の追加交付
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金について、平成26年度まで奨学金事業が運用できるよう追加交付を行うこと。
- 2 高等学校等奨学金事業交付金の配分見直し
高等学校等奨学金事業交付金について、事業移管後の奨学金事業の運営状況及び会計検査院の報告（平成23年9月23日公表）を踏まえた配分方法へ見直しを行うこと。

【提案理由等】

経済情勢の先行きが不透明であることに加え、雇用情勢も回復しないことから、奨学金の申込者数及び貸与額は大幅な増加傾向が続いており、長期的に安定した奨学金事業を運営するためには、財源確保が大きな課題となっている。

- 1 高校生修学支援基金は、国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により造成し、私立学校の授業料等減免事業及び奨学金事業に充当するもので、活用期間が平成26年度まで延長され、平成24年3月に18億223万9,000円が追加交付された。
しかし、本県における奨学金事業は、平成21年度から平成24年度のいずれも平成20年度実績を上回る応募者数となり、平成25年度以降も平成20年度実績を上回る応募者数が予想される。
このため、応募者数の増に対応しつつ不採用者を出すことなく、当該基金事業が運用できるよう追加交付が不可欠である。
- 2 高等学校等奨学金事業交付金について、会計検査院の報告によると、平成17年度から平成43年度までの本県の負担額は約136億円になると指摘されており、20府県の中で貸付額に対する県の負担額の割合が最高となる一方、貸付額に対する交付金の割合が最低との数値が示されている。
しかし、当該交付金の配分方法は「日本学生支援機構において、高校生に貸与していた都道府県ごとの採用者数（実績）に基づき算出した額の、平成14年度または平成15年度のいずれか高い額を基礎とし、その県ごとの構成比に基づき配分」となっており、本県の奨学金事業の実体に見合っていない状況が続いている。
このため、当該交付金の配分方法に係る見直しが必要である。

高等学校奨学金の応募者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応募者数（人）	4,240	5,020	5,415	5,320	5,459

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、戦争被害に対する補償ではなく、中国残留邦人の方々が老後の生活を安定させるための、地域における自立の促進の一環として実施することとしているが、中国残留邦人等に対する支援は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、国の責任において実施すべきであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

87 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先 内閣官房、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度改善の検討
外国籍県民に対して法的に地域参加の道が閉ざされている制度についての改善の検討を行うこと。
- 2 在留カードの常時携帯義務の廃止
在留カードの常時携帯義務を廃止すること。
- 3 年金の脱退一時金の支給額の充実
帰国などにより、国民年金などの被保険者資格を喪失する外国人に支給される脱退一時金の支給額を充実すること。
- 4 外国人学校の卒業生に対する保健医療人材養成施設への入学、入所資格の改正
外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を認めること。
- 5 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 6 援護関係諸法における国籍条項の撤廃
援護関係諸法における国籍条項の撤廃を行うこと。
- 7 外国籍県民に関する医療体制の整備
外国籍県民に関する医療体制の整備を図るため、次の措置を講じること。
 - (1) 医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための抜本的な制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。
 - (2) 診療時における言語や生活習慣等による障害を解消するための通訳を活用する制度等を創設すること。
- 8 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。
- 9 民生委員制度における外国籍県民の推薦
地域の実情に応じて、外国籍県民を民生委員として推薦することができるよう、制度の改善について検討を行うこと。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成24年の住民基本台帳上の外国人数で16万1,000人であり、県民56人に1人の割合になっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

しかし、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、抜本的な制度の改善・創設が必要である。

(神奈川県担当課：県民局国際課、私学振興課、保健福祉局地域福祉課、生活援護課、医療課、医療保険課)

【提案項目】

旅券の不正取得件数の増加や市町村への権限移譲の動きなど都道府県の事務及び負担が増大する中、今後とも正確かつ適切に旅券発給業務を遂行するため、現行の手数料の総額を変更せずに、都道府県の手数料を増額すること。

【提案理由等】

現在、全国的に旅券の不正取得が増加していることへの対応や事故防止の観点から、日本国旅券の信頼性を維持するため、審査体制の強化が求められている。

また、旅券発給事務に係る市町村への権限移譲については、本県においても市町村の意向に沿って推進することとしており、平成24年7月には広域連携により藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町に、平成25年3月には相模原市に、旅券発給業務の一部を移譲した。

権限移譲を実施するに当たっては、当該事務の執行に要する経費を移譲先市町村に支払っているほか、適正な旅券発給業務体制を維持するため、県と市町村との連絡会議の開催や、移譲先市町村職員への研修実施など、県の負担が増大しているが、その財源となる手数料収入は、世界情勢や景気に左右されやすく、不安定で、十分とは言い難い。

したがって、旅券発給業務の都道府県手数料（標準額）の増額が必要であるが、申請者の負担増とならないよう、国の手数料を減額して総額を維持すべきである。

【提案・要望項目】

経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

EPA候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細かな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者（インドネシアは平成22年、フィリピンは平成23年まで）については、特例として1年の延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷（平成25年3月発表全国の合格率：看護9.6%、介護39.8%）しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。

3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、高い国家試験合格률을挙げている（平成25年3月発表本県の合格率：看護80.0%、介護52.2%）。低迷する合格률을高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。

提出先 内閣府、総務省

【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の人権を軽視した表現や、性別による固定的な役割分担にとらわれた表現が放送、出版、インターネット等のメディアにおいて行われることのないよう、メディアに対し、実効性のある啓発の実施及び自主的取組の促進等、働きかけを強化すること。

【提案理由等】

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において 21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられているが、世界経済フォーラムが2012年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）で、日本は135か国中、第101位となっており、社会全体における男女の地位の平等感も高まっていない。

メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠である。

【提案項目】

経済社会での女性の活躍を推進するため、ポジティブ・アクションの促進施策を強力に進め、企業における女性の登用が進むよう実効性ある取組を積極的に進めること。

【提案理由等】

我が国経済社会の再生に向け、女性の活躍推進は様々な分野で経済を活性化させるものと位置付けられており、本県においても女性の活躍推進に向けた就業・起業支援等の取組を進めているところである。

現在、管理職全体に占める女性の割合は8.7%という状況にあるが、経済社会における女性の活躍は、企業経営にも大きくプラスになるのみならず、経済の活性化への効果が強く期待されている。

そこで、女性の活躍に向け、意思決定への女性の参画をより一層推し進めるため、様々な機会を通じて企業の経営層に強力に働きかけるとともに、企業における女性管理職の割合を法定するなど、実効性ある取組を進める必要がある。

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者及び売春防止法に基づく要保護女子の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 配偶者暴力相談支援センターの権限の見直し
配偶者暴力相談支援センターにおいて、自ら一時保護をし、また、一時保護の委託ができるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 DV被害者の同伴児への支援強化
DV被害者の同伴児に対し、学習支援や心理的ケア等を行えるよう、補助単価や職員配置基準の見直しを行うこと。
- 3 暴力の未然防止と加害者対策
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化を図り、必要な法整備や地方自治体に対する支援策を講じること。
- 4 一時保護を行う民間団体への支援強化
多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。
- 5 婦人相談員への手当の増額
DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員は、相談から自立の支援まで、専門性を必要とする業務を担っており、優れた人材を確保することが必要であるため、国庫補助金の基準単価を見直すこと。

【提案理由等】

- 1 近年、本県の政令指定都市においても配偶者暴力相談支援センターの設置が進んでいるが、一時保護の権限については、現行法では婦人相談所等に限られており、自ら一時保護をすることができない。相談を受けて必要な一時保護を速やかに行うためには、配偶者暴力相談支援センターに直接施設への入所ができるよう権限を付与する必要がある。
- 2 現在、一時保護施設におけるDV被害者の同伴児対応は、学習支援や心理的ケア等などの面で十分なされているとはいえない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 3 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、暴力の発生を未然に防ぐ取組や加害者の更生対策が重要であり、国における加害者更生の調査研究を生かして、加害者へ更生プログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。

- 4 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 5 DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員の職務は、安全の確保に配慮しつつ、保護から自立のために必要な様々な相談や支援を行う、専門性が必要かつ困難度の高い職務である。婦人相談員は非常勤職員とされており、その業務に対応するためには週29時間の勤務が必要であるが、その手当の基準単価は月額106,800円にすぎず、基準となる手当の増額が必要である。

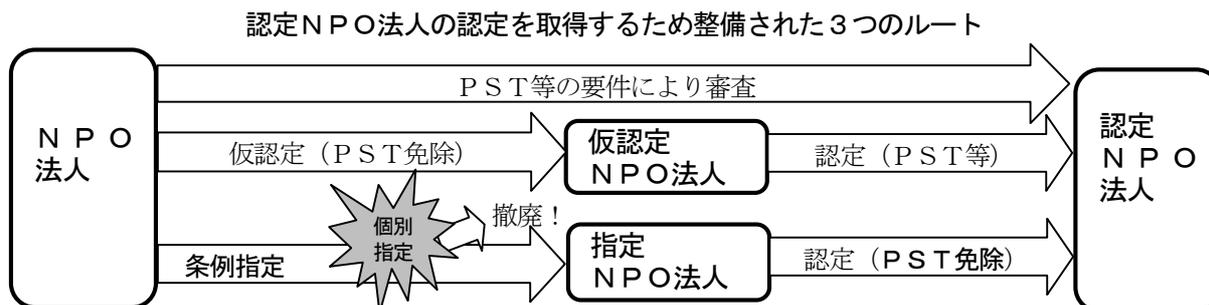
【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

- 1 条例による指定方法の見直し
 「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地域主権の観点から、地方の判断にゆだねるよう見直しを行うこと。
- 2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加
 多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件をさらに見直すこと。
 また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

- 1 平成23年6月の法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。
 本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、平成24年度末現在で21法人を指定している。
 しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。
- 2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件をさらに見直す必要がある。
 また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。



【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 制度内容、効果の周知等

マイナンバーは国民の生活に直結するものであり、制度の内容や効果について十分な周知を図ること。また個人情報の漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うこと。

2 地方側との十分な協議と必要な財源措置

(1) 政省令により番号の利用範囲や手続方法などの事務内容を具体化する際には、立案段階から実務を担当する地方と協議し、その意見を反映させること。また制度導入に伴う条例改正等、地方側で対応が必要となる作業について、速やかな情報提供を行うこと。

(2) 新たな情報システムの構築及び運用の具体化についても地方と協議し、地方自治体が運営するシステムへの影響を考慮すること。また地方自治体で必要となるシステム改修経費については、地方に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること。

3 地方公共団体情報システム機構の運営費用に対する適切な財源措置

地方公共団体情報システム機構の運営費用は地方自治体が負担することとされているが、マイナンバーは国家の社会基盤であることから、地方に財政負担が生じないように、適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

1 平成28年1月からマイナンバーの導入が予定されているが、国民の間にはいまだに制度の内容や効果について理解が深まっておらず、個人情報の漏洩などが懸念されており、こうした懸念を払拭する取組が必要である。

2 マイナンバーの事務手続き等については、今後、政省令により示されるが、地方自治体では対応のために膨大な準備作業を要することから、地方との十分な協議及び意見の反映が必要である。また、地方自治体で運営する既存の情報システムについても、マイナンバー情報を取り扱うこととなる業務ではシステム改修が必要になるため、地方に新たな負担が生じないように適切な財源措置を講じることが必要である。

3 マイナンバーの導入に伴い設立される地方公共団体情報システム機構について、初期経費は国費対応とされているが、運営に要する費用は地方自治体の負担とされており、新たな制度における収支見通しについて未だ示されていない。同機構で定める手数料収入の状況によっては、地方に多大な負担が生じるおそれがあることから、適切な財源措置を講じることが必要である。

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生しており、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、早急に地上デジタル放送の視聴が可能となるよう次の措置を講じること。

1 送信者側対策の早期実施

中継局新設等の送信者側対策が確実かつ速やかに実施されるよう放送事業者に対する指導等を実施すること。

2 受信者側対策への助成の充実

共同受信施設設置等の受信者側対策の実施に当たっては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成制度を拡大し、特に少数世帯地区において重い負担となっている住民の経済的負担の軽減を図ること。

3 情報提供の充実

地上デジタル放送難視対策を適切かつ効率的に進めるため、引き続き、各難視地区の住民や地元自治体に対して適切・正確な説明及び情報の提供に努めること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生しており、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年3月までに地上系放送基盤による恒久的な対策の実施を目指すこととされている。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策については、地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、国の責任において適切な措置を講じる必要がある。

また、特に新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策が講じられる場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

提出先 内閣官房、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省

【提案項目】

情報セキュリティ対策の推進について、次の措置を講じること。

1 情報セキュリティ関連法の整備

地方自治体に管理責任があり機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者によって、インターネットを介して不特定多数の者が当該個人情報等を入手できる状態に置く行為を禁止する規定及びこれに違反した者に対する罰則の規定を明記した法律を早急に制定すること。

2 地方自治体による情報流出の発信者情報の開示

情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県において発生した個人情報の流出事案では、過失によりファイル交換ソフトを通じて流出した情報を取得した第三者が、インターネット上に意図的に拡散（流出）し、社会的影響の大きい問題となった。

さらに、平成22年10月に警視庁公安部の捜査資料が、ファイル交換ソフトを通じて流出するなど、国全体としての情報管理のあり方が問われる極めて深刻な事態が発生している。

インターネット上に個人情報を流出された個人が権利を侵害されていることは明白であり、また、地方自治体が保有する法人等に関する重要情報が流出された場合には、法人等に多大な不利益を生じさせるおそれがあるが、個人情報等をインターネットに意図的に流出させる行為に対し法的規制が存在しない現状では、そうした行為は事実上野放しにされており、法的責任を問うことはできない。

本県では、平成22年8月に「神奈川県個人情報保護条例」を改正するなど、情報の管理主体として、これまでに県民の個人情報等を流出させないよう情報管理の徹底を図っているところであるが、万一、事故が起きた場合にも、二次被害防止のため情報の拡散を防止することは重要である。

このため、こうした事故に対する情報セキュリティ関連法の整備を早急に行うことが必要である。

- 2 振り込め詐欺などの二次被害を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じる必要がある。

【提案項目】

全国で第2位となる人口を擁し、都市化の進展が著しい本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に推進できるよう、国の交付金（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）について本県の所要額全額を確保すること。

【提案理由等】

本県は、全国で第2位となる約906万人の人口を擁しており、首都圏の中で自立性の高い都市拠点形成され、業務、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、大規模地震など自然災害に強く県民が安全で安心してらせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地整備や住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

とりわけ、県土構造の骨格となる自動車専用道路とこれを補完する国道や県道などからなる幹線道路ネットワークの整備は、地域経済の活性化や県民生活の利便性の向上、さらには災害時における県民の安全・安心の確保に大きく寄与するものであり、積極的にこれを推進する必要がある。

また、近年、局所的、突発的に短時間で多量の雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しており、水害や土砂災害を防止・軽減する取組の重要性がますます高まっていることから、都市化の進展が著しい本県においては、早急に河川整備をはじめとする対策を進める必要がある。

こうした社会資本整備を計画的に推進するには、国の交付金（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）を活用し、予算を平準化することなく各事業の進捗等に応じた所要額全額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げ
地籍調査事業の推進と地方の負担軽減を図る観点から、地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げを行うこと。
- 2 調査の委託制度の更なる拡充
地籍調査を実施するに当たり、業務を担当する職員の不足等が事業進捗の妨げになっていることから、委託制度を更に拡充し負担軽減を図ること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 県や市町村は厳しい財政状況が続いており本事業費の増額や確保は困難となっている。現在、地籍調査事業の経費の負担割合は国1/2、県1/4、市町村1/4となっているが、一層の事業促進を図るためにも、県及び市町村が負担する割合「県1/4、市町村1/4」を軽減する見直しが必要である。
- 2 また、地籍調査を円滑に進めるため、平成22年3月に国土調査法の一部改正により調査や測量を一括委託できる制度が創設され活用しやすくなったが、更に制度の範囲を検査等へも広げることで、県及び市町村の人的負担軽減を図ることが必要である。

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例の創設
マンション敷地など多人数共有地について、分筆登記の申請に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除額を引き上げるほか、代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得のために土地を提供した場合も譲渡所得の特別控除額を引き上げること。
 - (2) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を市町村その他公的医療機関が設置する病院、公民館等にまで拡大すること。
 - (3) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。
 - (4) 土地建物等の長期譲渡所得（資産の保有期間が5年以上）に対する100万円控除を復活させること。
- 3 市町村等が農地を取得する場合の特例措置の新設
市町村や土地開発公社が農地を取得する場合の特例措置を新設すること。

【提案理由等】

- 1 マンション用地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、分筆登記の申請手続に例外を設けて、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるような制度の改善が必要である。
- 2 土地収用交換等に当たっては、地権者の理解と協力を得やすくするため、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除額5,000万円を、また代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得のために土地を提供した場合の譲渡所得の特別控除額1,500万円を、それぞれ引き上げる必要がある。
また、土地収用法の事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業の範囲を、現行の道路、河川等から市町村その他公的医療機関が設置する病院、公民館等にまで拡大すること、及び相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなり、これが用地取得の隘路になっていることから、全額免除となるような措置を設ける必要がある。
さらに、資産の保有期間が5年を超える場合の譲渡所得に対する100万円控除が平成16年に廃止されたことにより、緊急性を要する小規模な土地の買収等において、速やかな用地取得が困難となっているため、長期譲渡所得における100万円控除を復活させる必要がある。
- 3 市町村及び土地開発公社は農地法第5条の適用除外とされていないため、手続に時間を要し、用地取得の隘路となっている。よって、公共用地の先行取得又は代替地の取得の場合、市町村等が適用除外となるような措置を設け、事業の円滑な推進を図る必要がある。

提出先 国土交通省

【提案項目】

土地収用制度の迅速かつ積極的活用に向けて、土地収用法第20条の事業認定の要件のうち、第3号に規定する「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」に関し、事業の種類、目的、規模等に応じた具体的な判断基準を定め、認定要件の明確化を図ること。

【提案理由等】

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、公共用地の早期取得も含め、事業効果の早期発現を図るべきという考え方が強まっており、事業のスピードアップに向け、土地収用制度の積極的な活用が求められている。

事業認定の現行の取扱いに当たり、公共事業の公益性は、道路事業、河川事業、砂防事業等の事業の種類の違い、渋滞緩和、交通安全対策、防災、治水等の事業の目的、規模の違いによって、それぞれ判断基準も異なるべきであるが、これらの事業の特性に応じた公益性の判断基準が具体的に明示されていない。したがって、これらを明確に示すことによって、より一層事業認定の手続の効率化を図る必要がある。

【提案項目】

道路施設の戦略的な維持管理・更新を推進するため、次の措置を講じること。

- 1 道路施設の適切な維持管理の推進
道路施設（トンネル、橋りょう、道路付属物等）について、予防保全の観点から、継続的な点検・診断に基づく計画的・効率的な維持管理・更新を推進するため、県及び市町村の取組に一層の支援を行うとともに、確実な財源措置を講じること。
- 2 道路施設の点検・診断、計画、修繕等に関する基準・マニュアル等の整備・見直し
道路施設の健全性を正しく把握し、的確な維持管理・更新を行うため、道路施設の点検・診断、計画、修繕等に関する基準・マニュアル等の整備や見直しを行うなどの措置を講じること。
- 3 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発の推進
ICT技術の活用や新技術の導入などにより、効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発の推進を図ること。

【提案理由等】

- 1 高度経済成長期に多く建設された橋りょう・トンネル等の道路施設の老朽化が進展しており、今後、補修・更新を必要とする道路施設が加速度的に増加していくことが見込まれている。道路施設の維持管理・更新には、継続的に多額の費用が必要となることから、計画的で効率的な道路施設の維持管理・更新が進められるよう、財源措置が確実に講じられる必要がある。
- 2 基準等の整備・見直しに当たっては、調査・診断の方法、対象、項目、頻度、体制等について実施すべきであり、これによる、維持管理・更新の実施プロセスの再構築が必要である。さらに、管理者間での点検手法等のばらつきの改善や新技術等の十分な反映、施設に応じたきめ細かな基準・マニュアルの策定等が不可欠である。
- 3 点検・診断における最先端技術を用いた非破壊検査手法の確立等の技術開発やICTを活用したモニタリング技術及び道路情報の収集・提供の高度化が不可欠である。

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 河川法への罰則規定の創設
船舶を放置している違反行為者に対する抑止力が働くよう河川法に罰則を創設すること。
- 3 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 4 強制撤去費用への財源措置
不法係留船の強制撤去等に当たり、その費用に対する財源措置を講じること。
- 5 係留・保管施設整備に係る財源措置
係留・保管施設整備について財源措置を講じること。
- 6 放置船等の処分経費を関係業界団体が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、プレジャーボート関係業界団体が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの需要が強まる中で、プレジャーボートが増加し、河川や港湾・漁港において、こうした船舶による無秩序な係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺的生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、効果的な対策が図れるよう船舶の放置行為を行っている者に対する罰則や、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設、係留・保管施設整備への財源措置等が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港周辺の不法放置の状況



【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 緑地の保全の推進

- (1) 良好な自然環境の保全を図るため、特別緑地保全地区、自然環境保全地域等及び市町村等が保存契約をした土地における相続税・贈与税の軽減措置を拡充するとともに納税猶予制度を創設すること。
- (2) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、地方分権の推進に必要な財源措置については、そうした施策の広域性も踏まえ、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。
- (3) 地方自治体が交付する緑地奨励金等を非課税とすること。

2 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境を実現するため、都市公園の整備に対して、確実な財源措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の付与、自然環境の保全など、新たな利用ニーズへの対応が求められている都市公園の再整備事業について、確実な財源措置を講じること。
- (3) 歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するための都市公園事業について支援すること。

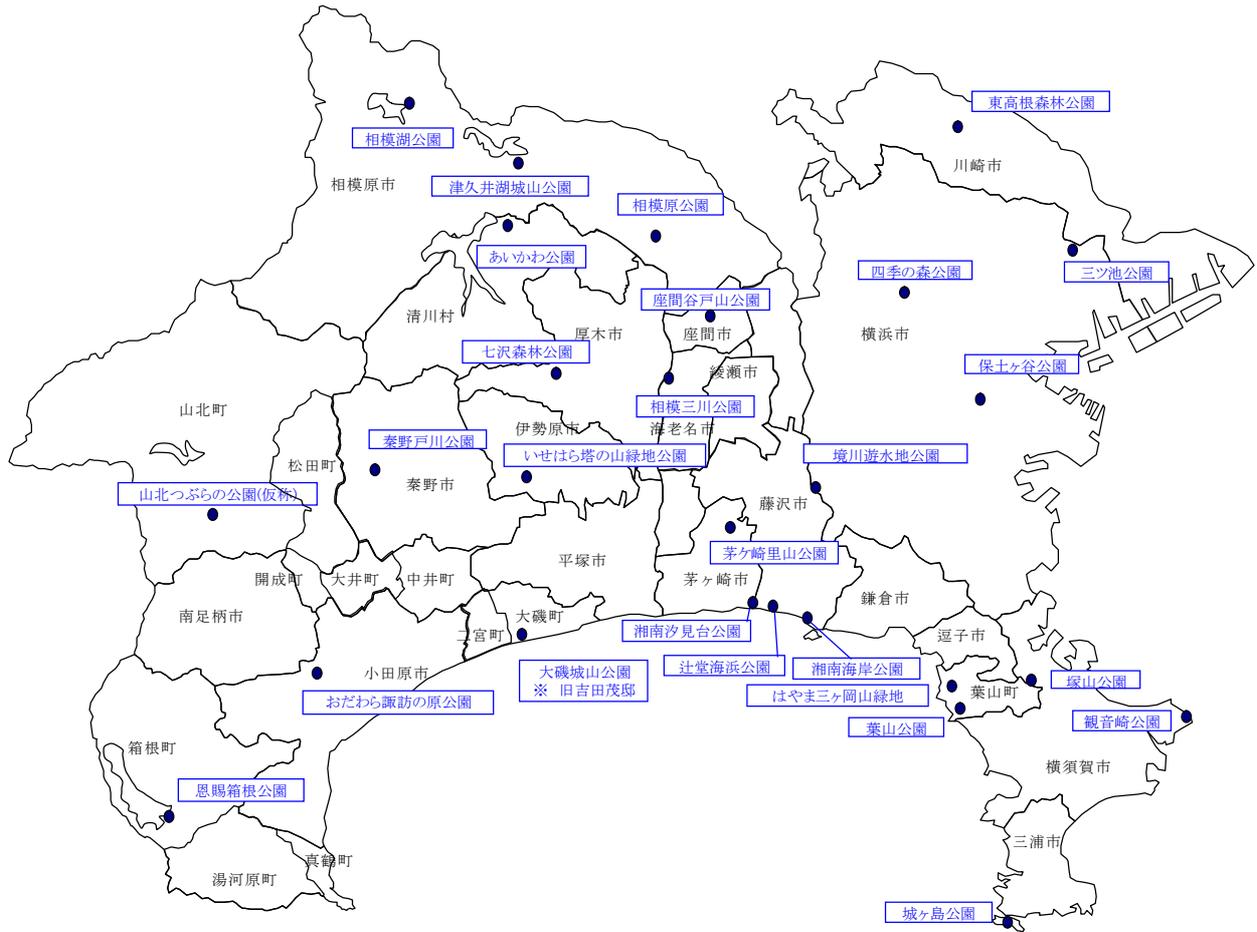
【提案理由等】

- 1 緑地の保全に係る税制面については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られたが、保全制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が大きな課題となっている。このことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等負担の軽減措置が必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、起債と交付税措置にとどまらず実効性ある財源措置が必要である。

さらに、地方自治体が地権者に交付する奨励金等については、現在雑所得として課税扱いとなっており、地権者の協力に応えるためには非課税とすることが必要である。

- 2 都市にゆとりと潤いを与え、県民の安全・快適な生活環境の実現と、憩いの場やレクリエーションの場などを提供するために、より一層魅力ある都市公園の整備を、着実に推進することが重要である。このため、都市公園の整備に係る県、市町村事業を推進するための財源措置が必要である。特に、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備には、国の支援が必要である。



県立都市公園配置図

(神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課、県土整備局都市公園課)

提出先 国土交通省

【提案項目】

首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。

【提案理由等】

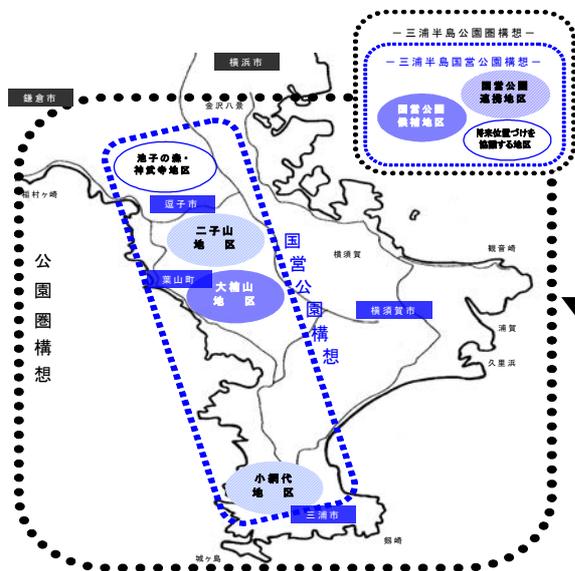
三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

国等による「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」においては、「将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリア」に、また、「首都圏広域地方計画」においても、「緑地空間の保全・創出」に位置付けられ、その自然の重要性が認識されている。

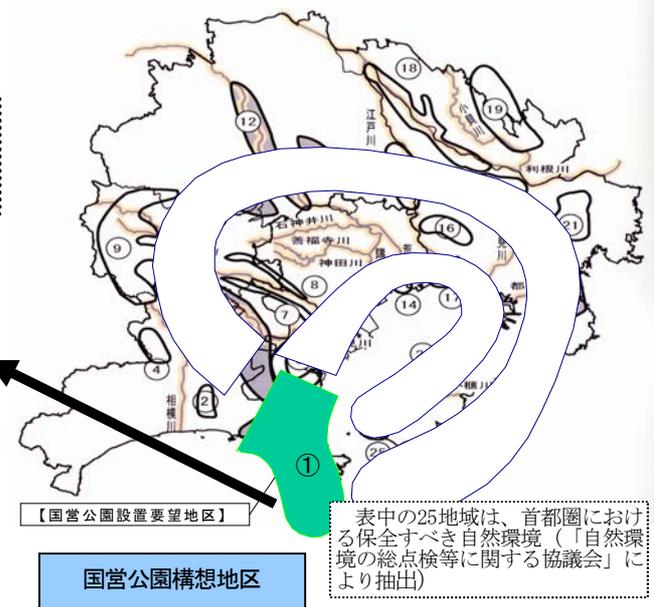
沿岸地域としての一体的な魅力を高め、首都圏における広域的な「水と緑のネットワーク」を推進する上で、中核的施設となる国営公園の設置が必要である。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



【国営公園設置要望地区位置図】



【提案項目】

生活交通確保の取組を円滑に進めるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業補助制度について、地域の実情や意向に配慮した運用を行うとともに、補助限度額の引上げなど制度の充実を図ること。

【提案理由等】

平成14年2月1日に、道路運送法改正法が施行され、乗合バス需給調整規制が廃止されたことにより、バス輸送サービスの向上が期待される一方で、一部地域においては、不採算路線の廃止が進み、地域住民の日常生活を支える重要な公共交通機関の確保が必要になっている。

平成23年度から、国は地域公共交通確保維持改善事業補助制度の運用を開始したが、地方自治体による円滑な生活交通確保の取組に支障を来さないよう、地域の実情や意向に配慮し、補助事務に係る事務負担の軽減を図るとともに、補助要件の柔軟な運用を行うことが必要である。

また、地方自治体や交通事業者の負担を軽減するため、補助限度額の引上げを行うとともに、1日当たりの運行回数や輸送量などの補助要件を緩和し、国庫補助対象範囲を拡大するなど、制度の充実を図る必要がある。

【提案項目】

自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るインターチェンジ接続道路の整備を推進するため、次の事業に確実な財源措置を講じること。

- 1 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連
 - ・ 国道134号〔高浜台交差点以西〕
 - ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
 - ・ (仮称)湘南台寒川線
 - ・ 都市計画道路 下今泉門沢橋線〔上郷立体〕
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線
 - ・ 都市計画道路 湘南新道

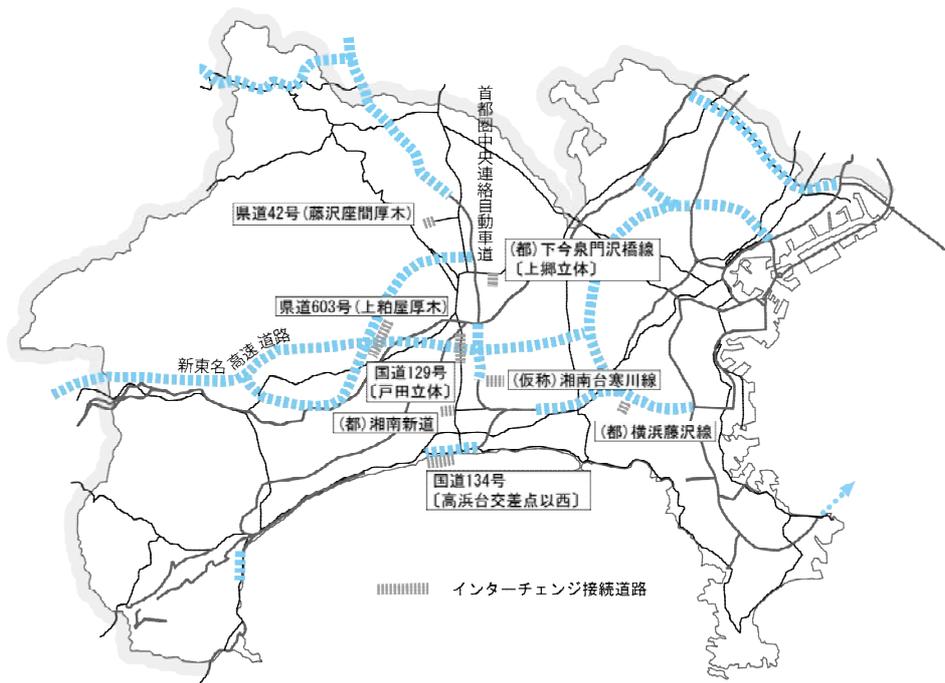
- 2 新東名高速道路 I C 関連
 - ・ 国道129号〔戸田立体〕
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)

【提案理由等】

市街化の進展が著しい本県では、主要な交差点を中心に、県内各地で深刻な交通渋滞が発生しており、渋滞による時間損失は全国でワースト3位となっている。そのため、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした問題を抜本的に改善するため、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路など広域的な交通基盤の根幹となる自動車専用道路網の整備が進められているところである。

自動車専用道路の利用圏域を周辺地域へ拡大させるため、地域の経済活動を支える基盤整備として、社会資本整備交付金による重点的な支援により、インターチェンジ接続道路の整備を重点的に推進することが不可欠である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

多様な交流・連携を支える道路ネットワークを確立するとともに、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」における主要渋滞箇所を含め、地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の効率を向上させるため、次の路線の整備推進に確実な財源措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

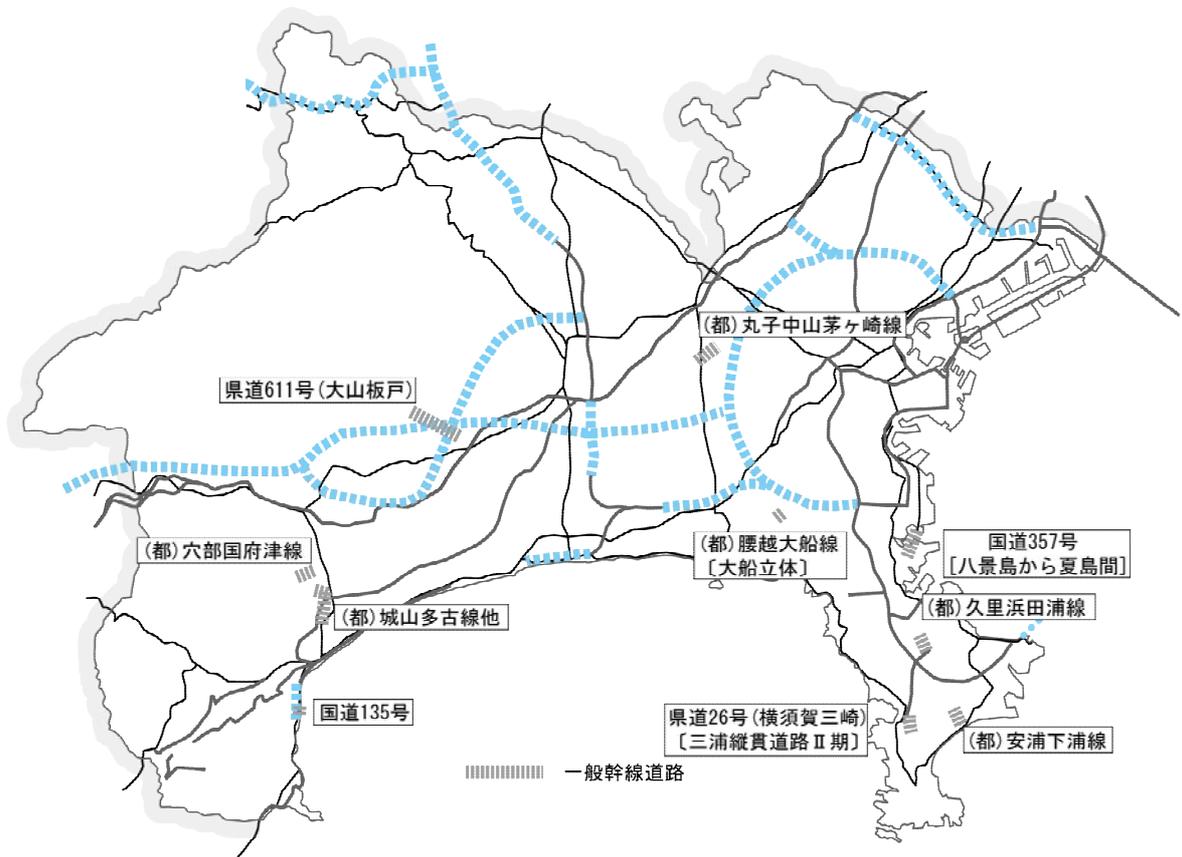
- 1 交流幹線道路網の整備推進
 - ・国道357号〔八景島から夏島間〕
 - ・県道26号(横須賀三崎)〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕
 - ・県道611号(大山板戸)
 - ・国道135号
 - ・都市計画道路 久里浜田浦線
 - ・都市計画道路 安浦下浦線
 - ・都市計画道路 城山多古線他
 - ・都市計画道路 穴部国府津線
 - ・都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線

- 2 地域分断・交通のボトルネックの解消
 - ・都市計画道路 腰越大船線〔大船立体〕

【提案理由等】

自動車専用道路網の整備促進と合わせ、各都市間を連絡強化する広域的な幹線道路網や、地域の日常生活を支える幹線道路網の形成を図ることは、全県的な交通環境の改善に極めて効果的なものである。

また、首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において主要渋滞箇所が特定されたところであり、こうした箇所を含め、鉄道踏切などによる地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の効率向上を図るため、橋りょうの新設や鉄道との立体交差化等を推進することが不可欠である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

着実な流域下水道整備と未だ整備の遅れている市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道ストックの長寿命化対策、また、下水道事業による良好な環境の創造を推進していくため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の予算配分

下水道事業の予算配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意し、また効果促進事業に対しても財源措置を講じること。

2 引き下げられた国費充当率の復活

管きょや終末処理場の引き下げられた国費充当率を早期に復活するよう財源措置を講じること。

3 財源措置の充実等

管きょ整備、長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲を拡充するよう財源措置の充実を講じ、また、地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した財源措置を講じること。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する確実な財源措置

温室効果ガスの排出削減の観点から、施設の整備や改築更新における省エネ型機器の導入等の取組に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村における普及率は、都市部に比べ低くなっている。

下水道ストックが増大し、今後、大量に耐用年数を迎えるに当たり、その維持管理や改築更新には多大な費用を要する。

近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出への対策は喫緊の課題であるが、多大な費用を要する。

省エネや温室効果ガス削減の観点から、施設の整備や更新の際には、省エネ型機器の導入による消費電力の抑制などに取り組むため、国による確実な財源措置が必要である。

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 土地区画整理事業に対する財源措置
道路、公園等の都市基盤施設の整備だけでなく、良質な都市空間の形成を図っていくためにも、土地区画整理事業に対する財源措置を引き続き講じること。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する財源措置
土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対する財源措置を引き続き講じること。
- 3 都市再生整備計画事業に対する市町村への財源措置
快適な居住環境の創出や都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について、引き続き市町村への適切な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、確実に到来する超高齢社会に対応し、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の個性を生かした安全で安心なまちづくりに取り組んでいるところである。

また、県内の交通インフラ整備が進む中で産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、本年2月に国から地域活性化総合特区に指定された「さがみロボット産業特区」においても、多くの区域で土地区画整理事業を行っていく予定である。

- 1 土地区画整理事業においては、地価の下落や需要の低迷により確実な保留地処分が難しいことや、地方自治体の財政事情が厳しいことなどから、計画的な事業推進が困難な状況にあるため、適切な財源措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業においても、都心部を中心に不動産市況が回復しつつある中、民間主体の都市再生に向けた計画的な事業進捗を図るため、適切な措置が必要である。
- 3 地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした個性あふれるまちづくりと、都市再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業について引き続き市町村に対する適切な財源措置が必要である。

【提案項目】

真に住宅に困窮している者に公営住宅を公平かつ有効に供給するため、次の措置を講じること。

1 期限付き入居制度の位置付けの明確化

期限付き入居制度を定期借家の趣旨に沿って適切に活用できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確化すること。

2 入居者資格における資産の取扱い及び調査権限の明確化

入居者資格における資産の取扱い及び調査権限について、公営住宅法上、明確に位置付けること。

3 家賃の算定方法の見直し等

居住水準からみて、世帯人員あたりの住戸規模の大小に応じた家賃設定が可能となるよう算定方法を見直し、入居後に著しく人数が縮小した世帯が、人数に相応した公営住宅への住み替えを促進するよう、法制度を整備すること。

4 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化

他の入居者との公平性を確保するため、次の場合に明渡しを請求できるよう、法律上の位置付けを明確にすること。

(1) 公営住宅への入居後に住宅を取得した場合

(2) 著しく人数が縮小した世帯が、大型住戸から自発的に住み替えない場合

(3) 高額所得の基準を超える収入のある年が一定期間内に複数回ある場合、又は、一時所得を含めて1年間に相当の高額の収入がある場合

(4) 改良住宅の空き家に公募で入居した者が高額所得者になった場合

5 共益費支払義務の明確化、共益費滞納者への明渡し請求制度の整備

入居者の共益費支払義務について、法律上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合は、明渡しを請求できるようにすること。

6 建替事業時における明渡し請求制度の整備

地域の実情に合わせた公営住宅の建替を可能とするため、除却する公営住宅の存する区域又は隣接する区域以外に建て替える場合にも、明渡しを請求できるようにすること。

【提案理由等】

- 1 公営住宅の公平かつ有効な活用を推進するため、明渡しの義務付けを含む期限付き入居制度の法的根拠が必要である。
- 2 施策対象階層の捉え方の公平性を担保するため保有資産を資格審査の対象とする必要がある。
- 3 単身世帯等少人数の世帯が規模の大きな住戸に居住している場合に、その便益を家賃に反映することができるよう、家賃算定の係数の上限を見直す必要がある。
- 4 公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 5 共益費の支払い義務の明確化と、明渡し請求の要件を整備する必要がある。
- 6 公営住宅の一体的な再整備や非現地での建替えなどを円滑に実施できるよう、法制度を拡充する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 社会資本整備総合交付金等の充実

公営住宅ストックの有効活用及び地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。

2 公的住宅施策の充実

(1) 特定優良賃貸住宅供給促進事業について、途中入居者に対する当初入居者負担基準額の適用を可能とする等、制度の充実を図ること。

(2) 地域優良賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅登録分、その他）の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。

【提案理由等】

1 本県では、県及び市町村が地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の充実が必要である。

また、県及び市町村においては、公営住宅を補完する住宅セーフティネットの取組を、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金における提案事業において、今後さらに充実させていくため、提案事業の枠の拡大が必要である。

2 (1) 本県が供給している特定優良賃貸住宅（管理受託型）の9割が傾斜型家賃補助制度をとっており、国庫補助が入らなくなっている住戸が増加している。そのため、新規で空家に入居する「途中入居者」に対する現行制度の改正を行い、現在10%を超えている空家率の改善につなげる必要がある。

(2) 地域優良賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅登録分、その他）については、家賃対策補助がセットとなっているため、財政力に余裕のない地方自治体で供給が進まない現状がある。したがって、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担を厚くするなどの制度の充実が必要である。

【提案項目】

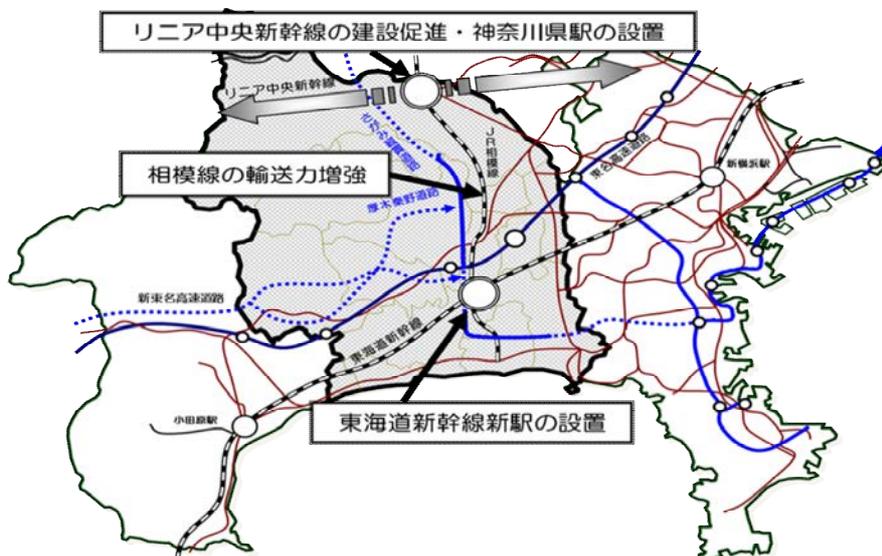
県土の均衡ある発展に向け、県央・湘南都市圏のより一層の活性化に不可欠な、都市圏の広域的な交通拠点の形成と主要な交通軸の整備促進等を図るため、次の措置を講じること。

- 1 東海道新幹線新駅の早期実現
 リニア中央新幹線が現実的なものとなりつつあり、東海道新幹線についても機能転換が期待される状況の中、ネットワーク型の都市圏の形成に向け、全国との交流連携の窓口となる東海道新幹線新駅の寒川町倉見地区への早期実現を図ること。
- 2 「さがみ縦貫道路」や「新東名高速道路」などの整備促進
 都市圏の骨格交通軸となる「さがみ縦貫道路」や「新東名高速道路」などの整備を促進すること。
- 3 環境負荷の低減を図る取組に対する支援の充実
 「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」の核となる環境共生モデル都市ツインシティの整備など、環境負荷の低減を図る取組に対する支援を充実すること。

【提案理由等】

本県が推進している県央・湘南都市圏整備は、東海道新幹線新駅やリニア中央新幹線神奈川県駅の設置により、広域的交流連携の窓口を形成するとともに、JR相模線など都市圏の南北方向の交通軸の整備を促進し、首都圏の機能分散の受け皿となるネットワーク型都市圏の形成を図るものであり、その実現に向けては国の一層の取組と支援が必要である。

【県央・湘南都市圏整備の推進】



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課)

提出先 国土交通省

【提案項目】

「地域資源を活用したにぎわい拠点づくり」に資するため、インターチェンジ5 km圏域の拡大を図る自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、次の路線の整備促進に確実な財源措置等を講じること。

- 1 自動車専用道路 I Cへのアクセス改善
 - 【大 山】新東名高速道路 伊勢原北 I Cアクセス
 - ・ 県道603号（上粕屋厚木）
 - ・ 県道611号（大山板戸）
 - 【大 磯】新湘南バイパス 茅ヶ崎海岸 I Cアクセス
 - ・ 国道134号〔高浜台交差点以西〕
- 2 三浦半島のモビリティ向上
 - 【城ヶ島】三浦半島の縦軸延伸
 - ・ 県道26号（横須賀三崎）〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕
- 3 箱根の更なる魅力を高める移動環境の整備
 - 【大涌谷】箱根大涌谷園地再整備
 - ・ 県道734号（大涌谷小涌谷）歩道整備

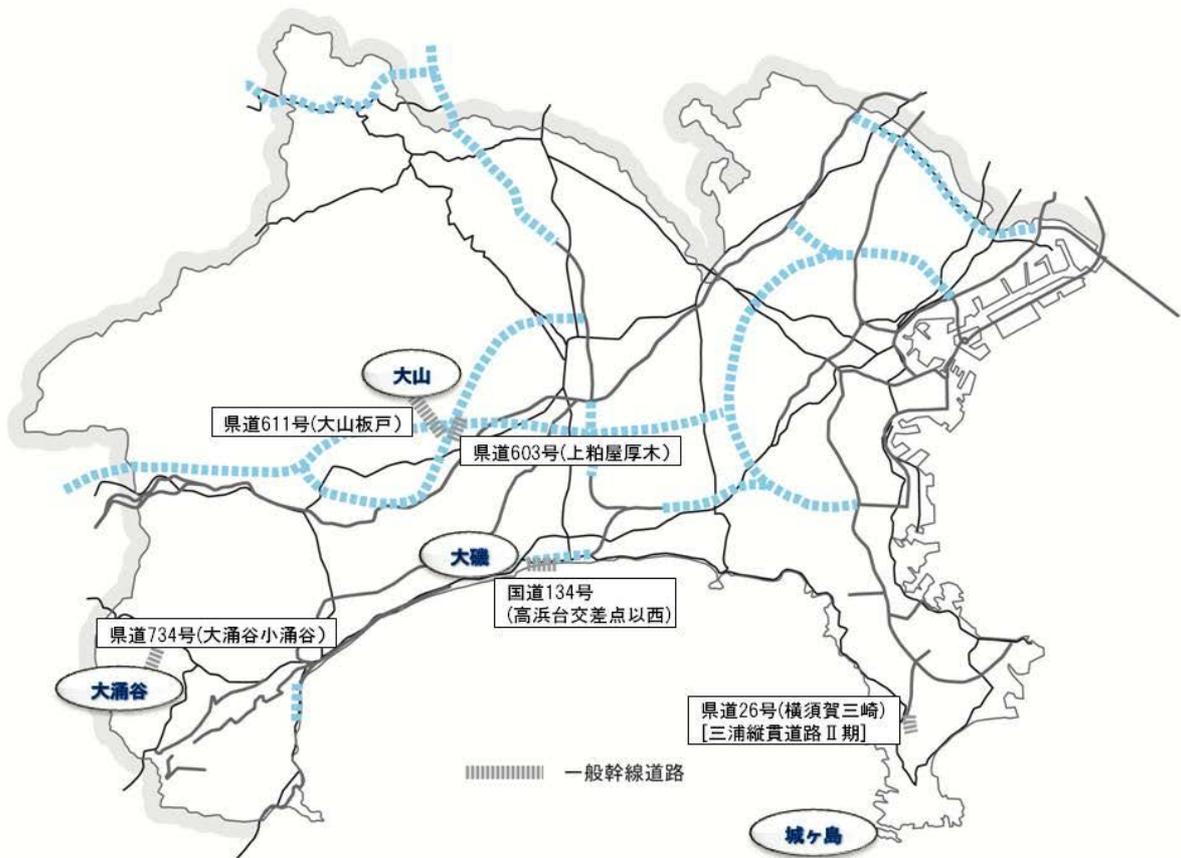
【提案理由等】

本県は、「かながわランドデザイン」において、「地域資源を活用したにぎわい拠点づくり」として「江の島」、「大涌谷」を、「新たな観光の核づくり」として、「城ヶ島」、「大山」、「大磯」を位置付けた。

箱根においては、交通及び観光に携わる行政と民間等の協働により、誰もが快適に観光を楽しめる移動環境を実現するため、交通混雑の緩和や回遊性向上に取り組んできた（箱根スマイル2000万人プロジェクト）。

箱根大涌谷園地では、現在、民間事業者、町、県等が協働して再整備に取り組んでおり、民間事業者による「箱根ロープウェイ大涌谷駅」の駅舎建替えや「大涌谷観光センター」などの整備にあわせて、県では歩道の整備を行う。

また、道路整備においては、「かながわのみちづくり計画」に基づき、自動車専用道路網の整備促進、一般幹線道路網等の整備促進を進めているが、高速性、定時性及び快適性などを備えた自動車専用道路の飛躍的な整備率向上など、首都圏、東北圏、日本海圏域などと広域ネットワークが形成されつつあり、「新たな集客」も期待される中、にぎわい拠点づくりにも資する様々な道路事業を展開することが不可欠である。



大山



大磯



城ヶ島



大涌谷

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課、道路整備課)

【提案項目】

カジノ実現のため、次の措置を講じること。

- 1 カジノ実現のために必要な法律の整備
地域経済の活性化や観光振興、雇用の確保などを図る観点から、カジノを実現するために、必要な法律の整備を行うこと。
- 2 カジノを所管する府省の明確化
カジノの合法化に当たり、円滑な調整ができるよう所管する府省を明確にすること。

【提案理由等】

現在、カジノは多くの国々で開設され、地域経済の活性化や観光振興、雇用の確保などに貢献しており、我が国においてもその効果が期待される場所である。

しかしながら、現行刑法で、カジノは賭博罪に該当することから、我が国ではカジノは実現されていない。また、カジノには、組織暴力や治安の悪化、青少年への影響など懸念される面もあることから、カジノ実現のためには、カジノを合法化する法律の整備を行うとともに、十分な対応策を図ることが必要である。

また、カジノ実現に向けて、円滑な調整が行えるよう早期に所管する府省を明確にする必要がある。

本県での取組状況等

○カジノ・エンターテインメントに関する県民意識調査の実施

平成21年度にカジノ実現に向けた今後の取組の参考とするため、カジノ・エンターテインメントに関する県民意識調査を実施した（調査の結果、カジノ・エンターテインメントを導入することについて、「賛成」と「条件を整えば賛成」を合わせた賛成が「反対」を上回った）。

○カジノ・エンターテインメント研究会の設置

平成22年度に、カジノ実現に向けた取組の推進を目的として和歌山県及び沖縄県と共同でカジノ・エンターテインメント研究会を設置し、地方にとって望ましい制度のあり方についての共同研究等を行っている。

日本を除く全てのG8（アメリカ合衆国、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア）をはじめ、100ヶ国を超える国で、カジノは合法



■ 合法

□ 非合法 または不明国

※東京都都市型観光資源の調査研究報告書(2002.10)を元に作成。

平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案（重点的提案）

I 地域主権

- 1 地域主権改革の着実な推進
- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革

II エネルギー・環境

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
- 5 地球温暖化対策の推進
- 6 循環型社会づくりの効果的な推進
- 7 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

III 安全・安心

- 8 大規模災害対策の推進
- 9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 10 基地対策の推進

IV 産業・労働

- 11 成長戦略の実現に向けた総合特区制度等の充実
- 12 経済・雇用対策の推進
- 13 都市農業の推進

V 健康・福祉

- 14 医療改革の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 16 「健康寿命日本一」の推進
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 18 医療保険制度の改革

VI 教育・子育て

- 19 子ども・子育て支援の拡充
- 20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し

VII 県民生活

- 21 拉致問題の早期解決

VIII 県土・まちづくり

- 22 広域交通ネットワークの整備促進
- 23 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実
- 24 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり